

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和7年3月21日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2番、福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○玉田議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、13番、井神慶久議員、1番、梅田哲也議員、3番、西野峻也議員、10番、田畑正昭議員、14番、市來利恵議員、6番、三栖慎太郎議員、11番、尾和正之議員、12番、牛田佑佳議員、以上10名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、9番、大上正春議員から、資料等、印刷物の配付の許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

初めに、令和7年第1回定例会に議員として一般質問できることについて、身が引き締まる思いであります。これまで以上に市民の皆様の声を真摯に届けていきた

いと思っていますので、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

今議会では、市議会議員選挙についてとドッグラン広場の運営についての2点について一般質問を行います。

最初に、市議会議員選挙について質問を行います。

選挙関係につきましては、令和元年第2回定例会、令和3年第3回定例会において一般質問させていただきましたが、このたび、私たち市議会議員の選挙が執行されたことに伴い、総括の意味も込め、再度質問を行いたいと思います。

毎年、国、県、市の選挙が執行され、選挙管理委員会の方、また職員の皆さんにおかれましては、適正な執行に尽力されていることに感謝申し上げます。

岩出市におけるここ数年の選挙を振り返ってみますと、前回の投票率と比較したとき、いずれも下回っている現状であります。このことについては、平成28年に選挙権が18歳に引き下げられた点、また県内人口減が著しい中、岩出市は僅かながら微増していることを踏まえ、分母数が増えているなど、様々な要因があると思います。もちろん要因の1つに、私を含め、選挙に出る側にも一端はあり、投票に行かなければいけない大事な選挙というように思っていたことは、行政だけでなく、立候補する側の立場の責任でもあると考えています。

そこで、4点お尋ねいたします。1点目として、令和6年10月での衆議院選挙の投票率は47.77%、また、今回の岩出市議会選挙の投票率は39.51%という結果になりましたが、新たに取り入れられた啓発活動等はあるのか、お伺いいたします。

次に2点目、選挙公報について、公職選挙法第172条の2の規定では、市町村の議会の議員または市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は条例で定めるところにより、選挙広報を発行することができるとなっておりますが、導入についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、期日前投票についてです。全体の投票率は減少していますが、市役所で行われる期日前投票については、例えば市議会議員選挙を見ても、今回5,750人、前回選挙時が4,653人と1,097人増加しています。衆議院選挙では、今回7,485人、前回7,632人と147人ほど減少はしていますが、全体の投票者数における期日前投票者数の割合はいずれも増加しています。令和3年第3回定例会において、商業施設等で期日前投票所を検討してはどうかと質問させていただきました。その際は適当な場所の選定が難しいので、商業施設等では考えていないとの答弁でした。確かに民間の施設はいろいろとハードルがあるのは承知していますので、致し方ない部分もあると思いますが、期日前投票者数の状況を踏まえ、総合体育館や

あいあいセンターといった市の施設で検討されてはどうか、お伺いいたします。

最後に4点目として、市議会選挙の開票についてです。今回の市議会選挙において、開票確定時間が深夜の1時20分となっております。平成29年の前回は22時35分であったことを考えると、大幅に遅くなっています。職員の皆さんが投票から開票まで事務を行っていることに対して、お疲れさまという気持ちは多分に持っているのですが、一方で、投票している有権者は早く結果を知りたいのに、なぜここまで遅くなってしまうのかという声を聞いてます。そこで、今回、このように遅くなっていますが、開票作業をより早く行うために何か取り組んでいることがあるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、市議会議員選挙についての1点目、投票率の低下について、新たな啓発活動等の取組はと、2点目、市議会議員選挙における選挙公報導入の考えは、についてをまとめてお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、これまでも投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、街頭啓発をはじめ、各選挙時において、新聞折り込みによる啓発チラシの各戸への配布、懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用、広報車による啓発活動を行ってきたところです。加えて、今回の市議会議員一般選挙におきましては、のぼり旗の掲出箇所、本数を増やしたほか、市内スーパー、コンビニへの啓発ポスターの掲示依頼を行い、一層の選挙啓発に努めてまいります。

今後におきましては、従来の啓発活動に加え、国や他市町村における先進事例の状況を参考としながら、効果的な啓発活動の研究、実施に取り組んでまいりますとともに、有権者への投票の判断材料の提供及び選挙に対する意識を高める取組の一環として、市長・市議会議員選挙における選挙公報の導入について検討しているところであります。

選挙公報は、国政選挙と県知事選挙では、公職選挙法により発行が義務づけられておりますが、県議会議員選挙と市町村選挙では任意とされており、選挙公報を発行するに当たっては条例の制定が必要となります。また、市の選挙における選挙公報の発行は、告示日から選挙期日まで1週間と期間が短いため、各立候補者の原稿の取りまとめや配布を迅速に行う必要がございます。

今後、導入市町村の事例を参考に、提出原稿の様式や選挙公報の配布方法等、制度の導入に必要な事項について検討を進めてまいります。

次に、3点目のご質問、期日前投票の投票者数についてどのように分析しているか、についてお答えいたします。

本市の近年の選挙における期日前投票者数は、投票者数全体の中で3割を超えており、従来は選挙期日当日に投票できない方の特例措置であった期日前投票が、現在では、有権者にとって一般的な投票方法として普及した結果であると考えております。また、期日前投票所の増設につきましては、期間中における選挙システムの運用やスペースの確保、選挙執行の管理に係る人員配置など課題が多く、今のところは増設を考えておりませんが、期日前投票の利用者が増加傾向にある中、期日前投票所の増設については、引き続き検討を続けるべき課題と捉えております。有権者の投票環境を向上させる施策の1つとして、総合的に検討してまいります。

次に、ご質問の4点目、市議会議員選挙における開票作業についてどのように分析しているのか、についてお答えいたします。

現在、投票用紙読取分類機の導入、増設により、導入前と比較して、開票台における投票用紙の整理から氏名確認までが格段に効率化、迅速化され、開票事務全体の流れの円滑化につながっていると考えております。しかしながら、先日の市議会議員一般選挙におきましては、表の点検におきまして、一部の開票立会人が、非常に丁寧に確認されたため、時間を要することとなったものです。

以上です。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

1点目として、開票については、投票用紙読取分類機の導入、増設により、効率化、迅速化を図られているとのことでした。ですが、それにもかかわらず、今回、深夜1時過ぎまでとなってしまった要因はどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、前回の一般質問でも、窓口の業務委託についてお伺いしましたが、市で行っている業務について、全てを市の職員で行うのではなく、委託等できるところはワークシェア、市においては業務の軽減を図っていかなければならない時代だと思っています。

今回は選挙関係でお伺いしますが、民間も含め、市町村間で人の取り合いになっ

ている昨今、業務負担の軽減を図り、職員の流出を防ぐということにもつながる大きな課題だと考えています。コストは多少増えるかもしれませんが、これからの10年、20年を乗り越えていくためにも、市民サービスを向上させた上で、業務負担の軽減ということに取り組んでいていただきたいと思いますので、期日前投票の業務委託等をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、開票作業が遅くなった理由なんですけれども、先日の市議選において非常に時間を要することとなりました。開票立会人による表の点検につきましては、非常に丁寧に確認されたために時間を要したものでございます。

これにつきましては、改善策といたしまして、事前説明において事務内容のより一層の丁寧な説明を行うことや、現場での進行について、円滑な開票事務の実施につながるよう研究に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、業務負担軽減のために、業務委託を考えてはどうかというご質問ですが、投票事務だけに関しましてお答えいたしますと、10月27日執行の衆議院議員総選挙におきまして、投票当日の投票所事務の一部について、人員配置の安定化のため、派遣会社への業務委託を導入実施いたしております。事前調整のための負担増や運用上の検討課題等もありますが、今後の選挙、特に人員が必要な国政選挙の投票日当日の投票所においては、積極的な活用を考えておるところでございます。

一方、期日前投票における業務委託につきましては、現在のところ、本庁舎での期日前投票において、事務都合での交代や選管事務局との協力等、柔軟な対応ができておるため、現在のところは導入を考えておりませんが、人員確保に支障が生じような場合や、期日前投票所を増設する場合には、業務委託等が必要になると考えておりますので、今後の導入及び運用につきましては、投票環境の向上及び職員の負担軽減につながるよう、引き続き研究検討してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、ドッグラン広場の運営について質問を行います。

ドッグラン施設につきましては、人とペットの共生する社会の実現ということで、施設整備していただき、令和6年7月に大宮緑地運動公園内にオープンして、利用する市民の皆様からは喜びの声を聞いています。

そこで3点質問させていただきます。1点目として、オープン以来、利用者数はどれくらいとなっているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、施設ではスタッフ等の職員が不在のため、利用者のマナー違反等が発生した場合のトラブルなどを踏まえ、よい点でも悪い点でも反響はどのようなものがあるのか、また、それを今後どのように生かしていこうと考えているのか、お伺いいたします。

最後に3点目として、施設を見てみますと、トイレについては、大宮緑地運動公園内にあるものを利用することになると思いますが、それなりの距離があると思いますので、ドッグラン施設近辺での設置は考えていないのか。また、利用規約には、ふん、その他の汚物は飼い主が必ず持って帰ってくださいとあります。飼い主がふん等の処理を行う上で、手洗い場がない点については、衛生面からも少し課題があるように考えます。ただ、河川の敷地になるので、いろいろと難しい点はあると思いますが、トイレや手洗い場の設置について、市の見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目、ドッグラン広場の運営についてお答えします。

1点目の利用者につきましては、ドッグラン広場に常駐している者がいないため、具体的な人数は把握しておりませんが、晴天の週末には、多いときで25名から30名程度の利用がございます。

2点目の開設後の利用者からの反響につきましては、無料で利用できるドッグラン広場ができたということなど、好評な意見をいただいております。また、今後はドッグラン広場だけでなく、犬と共生できるまちづくりの実現に向け、使用マナーの向上に努めてまいります。

3点目の手洗い場と施設充実の取組についてですが、ドッグラン広場は大宮緑地総合運動公園内の施設であるため、現在設置している公園内の手洗い場やトイレを利用していただくものとしており、現時点では、トイレや手洗い場の設置については考えてございません。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点だけ再質問させていただきます。

河川についてはいろいろと制約があると思いますが、移動可能な簡易トイレ等は設置できないのか、再度お伺いいたします。

また、手洗い場についてですが、大宮緑地運動公園は水道管が引いてあると聞いたことがあります、その辺りの状況を踏まえ、設置可能かどうか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず、移動可能なトイレ、設置できないかということにつきましてお答えします。

先ほどもお答えいたしました、施設内の運動公園、施設内のトイレを利用させていただくものとしており、繰り返しになりますが、現時点では、移動可能なトイレにつきましても設置は考えておりませんので、ご理解をお願いします。

そして、現在、水道を引かれているという部分に対して、可能かどうかという部分につきましては、今現在、水道管のほうへ引いている部分でありますので、可能ではあるかとは考えます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、岩出市有料指定可燃ごみ袋についてと、自治会運営についてです。最初に岩出市有料指定可燃ごみ袋（以下、指定可燃ごみ袋）についてご質問をさせていただきます。

ごみの減量化、資源化を図るために、2012年よりごみの有料化を実施しております。有料化の目的として、市民の皆様がごみを排出する際に、手数料を負担することで、ごみ処理費用を直接見える形で確認でき、排出者としての自覚と責任がこれ

まで以上に明確となり、減量行動や資源化の徹底につながる効果が期待できるとのこと、ごみ減量化に取り組む市民の皆様は、費用負担の軽減となり、多量に排出される場合は相応分の負担が必要となるということです。

そして、この可燃ごみの減量に向けては、生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機購入補助事業、紙くずなど、再生資源として使えるものについては、集団資源回収事業などの支援で、市民の皆様が、減量化、資源化に向けて取り組めるよう、様々な事業を実施していただいております。

有料化実施後、7年9か月経過した令和元年度末時点での事業の実施状況及びその成果について、検証を行った結果を家庭系可燃ごみ有料化事業に関する報告書にまとめ、令和2年10月に発表しております。その中で家庭系ごみの排出量は、1人1日当たり有料化、1年前に比べ101.87グラム減少し、473.51グラムと記載されておりました。

そこで、1点目に、家庭系ごみの排出量の現状について、お聞かせをください。

2点目に、現在、指定可燃ごみ袋の種類は20リットル、30リットル、45リットルとございますが、令和3年3月議会にて、私どもの会派からの質問に対し、20リットルの指定可燃ごみ袋の使用数が増えてきているとのご答弁をいただきました。いわゆる小さい指定可燃ごみ袋の需要が伸びてきているとのことです。それ以降、現在の3種類の指定可燃ごみ袋の使用数についてお聞かせください。

3点目に、市民の皆様方からのご意見に、20リットルよりも小さいサイズの指定可燃ごみ袋をつくってほしいとのご要望を頂戴いたしました。近隣市町、調べてみましたところ、紀の川市では極小サイズのものがあるとのこと、しかし、容量は20リットルということで、岩出市と変わりません。和歌山県下では、海南市、田辺市で15リットルのもの、新宮市に15リットル、8リットルのものが使用されておりました。また、近隣の泉南市、阪南市、泉佐野市などでは10リットル、和泉市では5リットルの超極小サイズのものも使用しておりました。この小さいサイズの指定可燃ごみ袋についても、令和5年6月議会にて、私どもの会派から質問に、岩出市の環境をまもる審議会など、意見を参考にするとのご答弁でしたが、審議会でのご意見についてお聞かせ願えますでしょうか。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員ご質問の1番目、岩出市指定可燃ごみ袋についてお答えします。

1点目の家庭系可燃ごみの排出量の現状は、についてですが、市民1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量で申し上げますと、令和4年度末で462.85グラム、令和5年度末では446.20グラムであり、比較しますと16.65グラムの減量となっています。

2点目の過去の20リットル、30リットル、45リットル袋の可燃ごみ袋の使用数は、について、過去3年間の販売実績で申し上げますと、令和3年度、20リットル袋44万1,220枚、30リットル袋61万7,950枚、45リットル袋77万500枚、合計182万9,670枚、令和4年度、20リットル袋42万3,780枚、30リットル袋、60万5,010枚、45リットル袋75万730枚、合計177万9,520枚、令和5年度、20リットル袋49万1,530枚、30リットル袋65万7,700枚、45リットル袋76万870枚、合計191万100枚となっています。令和3年度と令和5年度を比較しますと、20リットル袋で5万310枚の増加、30リットル袋で3万9,750枚の増加、45リットル袋で9,630枚の減少となっております。

3点目の極小サイズの可燃ごみ袋についてですが、これまで本議会の一般質問や、岩出市の環境をまもる審議会、市政懇談会から、現在の20リットル袋より小さいごみ袋を求める意見が出されております。市といたしましては、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる方々や、独り暮らしの世帯など、世帯構成に配慮するため、20リットル未満の袋の設定について、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 指定可燃ごみ袋の使用数に関して、年度によって変化がございましたので、若干ちょっと分かりづらかった部分あるんですけども、令和3年から5年度にかけて、45リットル袋で約2%ほど減少、30リットルで0.7%の増加とか、20リットルで約1.6%の増加ということでございます。それに伴って家庭系ごみの排出量の減少にもつながっているのではないかなというふうに思われます。

小さい指定可燃ごみ袋の必要性については、小さければごみ袋の価格が安くなるために、購入者の負担軽減、また、高齢者のごみ出し時に運びやすくなり、単身世帯のニーズにも合致するほか、職員が玄関まで収集に行くふれあい戸別収集の負担軽減にもつながる可能性もございます。

そこで1点目の質問ですが、岩出市は世帯数増に対し、人口減の状況下において、独り暮らし世帯数が増えてきていると思うのですが、市内に住む独り暮らしの世帯数はどれくらいになっているのでしょうか。

2点目として、5リットルぐらいの超極小サイズや10リットルの極小サイズの指定可燃ごみ袋をスーパーのレジ袋として販売する地域が増えてきております。中には、コンビニ等でも販売しているところもございます。昨今、エコバッグの普及により、レジ袋を購入する機会が少なくなってきました。

しかし、急な買物やエコバッグを持っていない場合や、買ったものがエコバッグに入り切らない場合など、有料レジ袋を購入せざるを得ないこともあります。そういったとき、レジ袋代わりに市の指定可燃ごみ袋を購入していただき、ご家庭でごみ袋として再利用いただくことで、使い捨てのレジ袋削減、イコールプラスチックごみ袋削減につながるという取組です。

そもそも大きな指定可燃ごみ袋であれば、幾つかの使い捨てのレジ袋で、ごみを回収し、そのレジ袋とともに指定可燃ごみ袋に入れて、ごみの日に出すといった方が多いのではないのでしょうか。

指定可燃ごみ袋の中には、レジ袋が数枚混在し、余分なプラスチックごみが発生していることになっております。この件につきましても、過去の議会で、私どもの会派のほうから質問に、情報収集に努めていくとのご答弁でしたが、その件についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えします。

まず、独り世帯は全体で何世帯あるのかということにお答えします。令和7年2月末現在で9,457世帯であり、全世帯の38%となっております。

次に、スーパーで利用できるレジ袋を家庭ごみ袋と兼用というところについての考えは、というところでございますが、独り世帯が増加している中、極小サイズ、超極小サイズの需要が高まっていることは承知しておりますが、レジ袋と兼用の指定ごみ袋については、総括事業者である岩出市商工会や取扱事業者との調整や、販売方法、製造コスト、需要枚数の把握など、まだ課題があることから、現時点では考えておりません。まずは、20リットル袋より小さいごみ袋の設定に向け、岩出市の環境をまもる審議会などの意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています。

○玉田議長 再々質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 新しいごみ袋とはいえ、ごみ袋に購入した食材を入れて持って帰るのはどの住民の方もいらっしゃるというふうに思います。

そこで、全国の各自治体が実施しております指定ごみ袋のスーパーのレジでの販売事業の案内を添付いたしました。4点ほどですけれども、カラフルなもので、市のキャラクターをデザインしたものであったりとか、プロのアーティストによるデザインであったりとか、市民の方々から募集をしたものなど、価格もデザインも様々ですが、いずれもスーパーのレジで1枚売りで対応し、そのまま指定ごみ袋として使用できるものです。添付の資料はほんの一部ですけれども、全国的に数多くの自治体で実施や実証実験に取り組んでおります。そのまま小さいサイズのごみ袋、デザインもデザイン性のないものも使用しているところも多々多くございます。

岩出市では、物価高騰により指定可燃ごみ袋の価格が、令和8年度に値上がりすることが決定しております。全世帯の40%近くの世帯が独り暮らしとのことでした。この独り暮らしの方々も含め、必要な方が必要なサイズでより低価格の指定可燃ごみ袋を利用できるよう、前向きに検討していただけるとのことでしたが、近い将来、レジ袋としての販売も見据えて、ぜひこのデザイン性のあるものも含めて検討してはいかがでしょうか。再度お考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再々質問にお答えします。

スーパー等のレジ袋兼用につきましては、先ほど申し上げたとおり、販売、製造コスト、デザイン、様々な課題もあることから、現在のところは考えておりませんが、まずは20リットル袋の小さい袋、この設定に向けて取り組んでまいります。

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問は、自治会運営についてでございます。

日常生活レベルにおいて、住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っているのが自治会です。過去に阪神・淡路大震災、東日本大震災などの災害を経験し、人と人のつながりの重要性を再認識いたしました。行政等の支援のみに依存せず、多くの方が近隣の人々の協力によって救出されました。日常的に地域活動が活発なところほど救出率が高かったと言われております。

自治会活動を通じ、地域の人と人のつながりを大切にし、いざというときに助け合えるよう、心がける必要があります。本市といたしましても、日常や地域で発生する様々な問題や課題は、行政の力だけでは解決が難しい場合が多数あります。誰

もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、地域の皆様と行政の連携が欠かせません。地域の中でお互いに顔を合わせることで、防犯につながり、地域の安全性が向上します。また、交流や触れ合いの場が広がり、地域の連帯感が深まりますと、自治会の重要性について発信しております。しかし、昨今は様々な理由により、自治会を解散したり、個人的に自治会から脱退したりと、地域活動の希薄さが目立っています。

そこでご質問です。昨年度の自治会発足数と解散数は。また、自治会加入世帯数と脱退世帯数について教えてください。

そして、現在、本市の道路環境の改善のほか、様々取組に伴い、市内のあちらこちらに新しい住宅地がどんどん増えてきております。若い世代の家族が多く新築物件を購入し、転入してきております。しかしながら、新しい分譲地に新築物件が立ち並んでも、夜になると、街灯もなく、真っ暗闇のところほとんどです。その地域の住民同士のコミュニティが減少しているのが現状です。

そこで、過去3年間の新築分譲地数と、そのうち自治会発足数は、についてお聞かせください。

また、開発に伴い設置されました団地内の公園について、都市公園法に基づいて、公園は地域の皆様に協働作業での管理を依頼している、自治会の活動の一環として対応をお願いするとございます。各自治体では高齢化が進み、維持管理ができず、業者に委託する自治会もございますが、経費の都合で委託できない自治会もあります。この開発に伴い設置された団地内の都市公園の管理状況について、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員ご質問の1点目、昨年度の自治会発足数と解散数については、こちらは双方ともにゼロ件でした。

次に、2点目の昨年度の自治会加入世帯と脱退世帯については、令和5年度末時点での自治会加入世帯数は1万4,990世帯でありました。昨年度中の加入世帯、脱退世帯の移動の詳細については把握しておりませんが、令和5年度末と令和4年度末の加入世帯で比較すると、109世帯の減となっております。

次に、3点目の過去3年の新築分譲地数と、そのうち自治会発足数については、過去3年で開発事業を完了した分譲宅地は、令和3年度で8件、令和4年度で14件、令和5年度で14件、令和6年度は2月末時点で12件となります。また、そのうち発

足された自治会はございません。

○玉田議長 事業部長。

○田村事業部長 大上議員ご質問の4点目、開発に伴い設置された団地内の都市公園の管理状況は、についてお答えいたします。

宅地開発等により設置された公園であって、市に帰属を受けた都市公園につきましては、岩出市都市公園条例に基づき、地域住民と行政が役割を分担し、一体となった協働管理を行っています。維持管理の範囲につきましては、清掃、除草、樹木の剪定等の日常維持管理を区自治会等の地元関係者をお願いし、比較的経費負担の大きい公園施設の定期点検や修繕、樹木の伐採、またペンキや除草剤等の原材料支給につきましては市が行ってございます。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点お伺いしたいと思います。

新築分譲地数、過去3年で48か所、そこに転入の世帯数についてはお伺いしておりませんでしたけども、分譲地数からすると相当数の住民が新たに住居を構えたのかというふうに思います。その中で、自治会の発足数がゼロ件ということでした。

転入世帯には転入届出時に、自治会加入についてご説明していただいているというふうに思うんですが、若い世代が生活をする環境で、防犯灯もない、街灯もない、地域コミュニティの希薄もしております。転入時に案内するだけでなく、開発地域にある程度の転入世帯が増えた段階で、自治会加入の促進、また発足の推進など、必要と考えますが、その点についてお聞かせください。

また、既存の自治会の問題点については、高齢化が進み、自治会運営に関わる役員や行事ごとに積極的になれず、脱退を考える世帯が増えてきております。住民の中には、どうにかして自治会運営の存続を維持するためにと日々頑張ってくださいている方々もいらっしゃいます。

この自治会運営に住民の皆様方がご苦労されていることに対し、市としての考えについてお聞かせください。

そんな中でも、自治会運営の行事事の1つに、公園や水路などの維持管理する共同作業がございまして。中でもこの公園についてですが、現在は1つの開発につき、よっぽど大きくない限りは、1つの公園の設置ですが、以前の開発地におきましては、幾つもの都市公園の設置がございまして。そこで、生活を営む住民の高齢化もあり、たくさんの公園を維持管理するためには、市からの助成金では賄い切れないと

の懸念もございます。

都市公園の維持管理について、除草剤などの現物支給も行っていただいておりますが、さらに雑草の生えにくくするための工夫として、防草シートの購入補助の手だてを設置するなどの考えはないのでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

まず1点目、自治会加入の促進、それから発足の推進などの必要があると考えるが、その点についての考え方は、ということだったと思います。

自治会の加入促進に関する現在の取組に関しましては、開発事業者から購入者への加入促進、市民課窓口での転入、転居者への加入促進チラシの配布、広報紙への年2回の掲載、それから市ウェブサイトへの掲載を行っております。

今後の取組につきましては、広報紙への掲載回数の増加など、今後、さらなる宅地開発等の状況により、必要に応じて検討してまいります。

それと再質問の2点目、自治会運営に苦慮されているところがあるということだが、市としてどう考えているのかという点でございます。

自治会について、加入世帯数、加入率ともに年々減少傾向にあります。加入率が減少する主な要因といたしましては、高齢化や共働き世帯の増加により、自治会活動に参加できないこと、自治会の役員になることで負担や、現在は自治会に加入せずとも、市の広報紙等も入手でき、自治会に加入するメリット感が感じられないといった自治会組織への理解不足などが上げられます。

これらの要因については、自治会への加入に至らない理由、それから脱退に至る理由にも共通していると考えております。このように区自治会活動においては、高齢化や住民意識の希薄化などから、役員の担い手不足や地域行事への参加確保などで、会員の理解や協力を得ることが難しくなり、自治会組織を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると思われまます。

市としましても、地域における諸問題の解決、大規模災害発生時の共助などには、自治会による地域の連携と取組が必要と捉えております。自治会加入促進の取組として、転入者及び転居者に対して、自治会加入のチラシの配布、広報紙に自治会への加入を呼びかける記事の定期的な掲載等を行っているところです。今後ご理解と意識の醸成のため、機会を捉え、啓発等を行ってまいりたいと考えております。

○玉田議長 事業部長。

○田村事業部長 大上議員の再質問、防草シートの原材料支給についてお答えいたします。

開発事業で設置する公園につきましては、岩出市開発条例に基づく公共公益施設設置基準により、市として戸外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地としてございます。防草シートの設置は、脱草対策の1つの手段として効果はありますが、公園使用時の安全面や維持管理による景観、衛生面などの問題、また初期コストや劣化具合に応じ交換の必要があることから、市では防草シートの設置は推奨しておらず、開発事業での使用も認めてございません。

このことから、防草シートの原材料支給への追加の考えはございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、井神慶久議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 13番、井神でございます。議長の許可をいただきましたので、3点、一般質問をさせていただきます。

今回は、私自身、岩出駅前に住んでいますので、市長が施政方針で述べられておりました、岩出駅前活性化事業についてお伺いいたします。

昨年12月23日に、私も地元住民として、駅前活性化事業実施の地元説明会に参加させていただきました。その中で、事務局の説明では、駅前に観光案内所をつくって、岩出市の活性化する旨のお話を伺いました。岩出市では、長い間、人口が微増の状況が続いていましたが、近年になって減少傾向に入っております。日本全体が人口減少傾向の落ちる中、人を呼び込む施策は、どの自治体にとっても必要不可欠なものとは考えます。

そこで、岩出駅前活性化事業について、2点質問させていただきます。

1点目として、具体的にどのような内容の事業を実施するのか。

2点目に、将来に向けて、岩出市の活性化をどう進めていくのか。この2点についてお聞きいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長 どうも、皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

井神議員ご質問の1番目、岩出駅前活性化事業についてお答えをいたします。

この事業の目的は、岩出駅前を活性化し、交流人口の増加並びに地域経済の活性化を図っていくことと位置づけております。岩出駅前活性化事業では、本市の玄関口であるJR岩出駅前を活性化し、公共交通の利便性を高め、人が行き交うまちの構築を目指し、令和7年度においては、岩出地区公民館の隣接地に観光案内所兼バス待機所を新設し、岩出駅前から観光案内所への歩道整備を進める計画であります。また、県やJR和歌山線沿線自治体で構成する和歌山線活性化検討委員会とも連携をし、岩出駅前の活性化を進めてまいります。

なお、詳細については担当部長から答えさせます。

○玉田議長 事業部長。

○田村事業部長 井神議員ご質問の1番目、岩出駅前活性化事業について、一括してお答えいたします。

岩出市では、新義真言宗総本山根来寺周辺の旧和歌山県議会議事堂や、道の駅ねごろ歴史の丘等において、観光拠点として取組を進めており、観光振興を重点事業の1つとしてございます。観光施設が集約する根来地域と岩出駅前を結ぶ出発点として、観光案内所を設置することで、観光周遊を活性化し、交流人口の増加に向け取り組んでまいります。

また、観光案内所兼バス待機所を新設して終わりにするのではなく、その利活用方策につきましても、今後進めていく予定であり、現在のところ、方向性としては大きく5点考えてございます。

まず1点目、観光案内所での付加価値の高い観光情報の提供、次に2点目、公共交通機関と連携したイベントの実施、3点目、バス発着点の集約化、4点目、地域住民と観光客の交流イベントの実施、5点目、岩出駅と観光案内所を結ぶ歩道でのにぎわい創出でございます。

先ほど市長の答弁にありました、和歌山線活性化検討委員会により、既に進められている事業、施策もありますが、今後は岩出駅前活性化事業において、ソフト・ハード両面での対応が必要になってくると考えております。まずは岩出駅前活性化事業プロジェクトチームを立ち上げ、検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 ありがとうございます。2点、再質問させていただきます。

事業自体が大きな話ですので、具体的な内容の決定はすぐには難しいとは思いますが、私は今後の岩出市の発展のため、地域活性化を考えての施策は必要であると考えております。いよいよこのときが来たのかなと、私は喜んでおります。

今後の方針として、プロジェクトチームを立ち上げ、検討していくということですが、この組織の構成はどのような構成になっているのか。私は、こういった課題は、行政だけではなく、民間を巻き込んだ幅広い議論が必要ではないかと考えておりますので、現時点で、プロジェクトチームの構成メンバーの考え方や、今後の議論の進め方等についてお聞かせください。

2点目として、岩出駅前活性化事業では、地域おこし協力隊を活用されることとありますが、岩出市において初の活用であることとと思います。岩出市で採用予定の地域おこし協力隊の活動の内容についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 井神議員の再質問についてお答えいたします。

プロジェクトチームの構成についてですが、岩出駅前活性化事業実施に当たり、地域住民の声、ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、地域の多様な主体として、産、産業界、官、地方公共団体や国の関係機関、学、大学等の教育機関、金、金融機関、労、労働団体、言、報道機関の参画を促したいと考えています。

地域の多様な主体が連携し、それぞれの知恵と情熱を生かして、地域の可能性を引き出すことで、それぞれが主体性を持って、岩出駅前活性化に必要な課題と施策について議論を進めていきたいと考えています。

次に、地域おこし協力隊の活動の内容についてですが、地域おこし協力隊には、観光案内所での付加価値の高い観光案内情報の提供や、地域住民と観光客が交流できるイベントの企画運営等を行っていただきます。SNSやネットで簡単に情報が収集できる中、観光案内所でないとは入手できない情報、SNSでは入手できない情報、最新の旬な情報など、付加価値の高い情報を提供することで、観光案内所としての価値を高め、交流人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 2番目の質問としまして、猟友会についてお聞きします。

イノシシなどの有害鳥獣の捕獲が、狩猟に関する講習会の開催などを通じ、地域社会の発展に大きな貢献をしておられるところですが、全国的にその担い手が減ってきていると聞いております。和歌山県猟友会においても、発足してから60年以上が経過し、安全狩猟や事故防止、鳥獣害対策を各支部が中心となり、県猟友会一丸となって強化して実施しているところですが、同様に担い手が減ってきていると聞いております。

そこで3点お伺いいたします。1点目は、岩出市における猟友会の会員の確保はできているのか。また、年齢層はどうか。

2点目、過去5年間の有害鳥獣の捕獲数の状況はどうか。

3点目に、今後、岩出市での人口減少が見込まれる中、会員確保が難しくなるので、例えば市の職員の方に会員になってもらうという考えはあるのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 井神議員ご質問の2番目、猟友会についての1点目、猟友会の会員の確保はできているのか、また年齢層はどうかについてお答えいたします。

令和6年度和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会の会員数は51名となっており、10年前の平成27年度の会員数は54名で、ほぼ横ばいであり、会員の確保はできているものと考えております。

また、年齢層につきましては、40代が5人、50代が16人、60代が12人、70代以上が18人となっており、高齢者の割合が多くなっているのが現状でございます。

次に2点目、過去5年間の有害鳥獣の捕獲数の状況は、についてお答えいたします。

過去5年間の有害鳥獣の捕獲数ですが、令和元年度で、イノシシ197頭、カラス4羽、令和2年度で、イノシシ241頭、カラス2羽、令和3年度で、イノシシ28頭、カラス2羽、令和4年度で、イノシシ159頭、カラス2羽、令和5年度で、イノシシ142頭、カラス3羽となっております。

次に3点目、例えば、市職員が会員になってもらうことは考えているのかについてお答えいたします。

和歌山県猟友会では、会員の高齢化や会員の減少などの課題解決の一環として、青年部、女性部を立ち上げ、少しずつですが、活動の幅を広げているとのことでございます。今後は、非常に興味を持っている市職員に対して、猟友会への紹介等、働きかけを行ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、過去5年間の有害鳥獣の捕獲数の状況についてお答えいただきましたが、イノシシの捕獲頭数が、令和3年度は28頭と、他の年度に比べて減少している理由についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 井神議員の再質問についてお答えいたします。

令和3年度の捕獲頭数が減少している理由についてですが、令和2年10月30日に紀の川市で捕獲された野生イノシシ2頭について、県内初となる豚熱ウイルスの感染が確認されたことによる影響と考えてございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 続きまして、3点目です。市内の空き家状況と対策について。

全国的に人口減少、少子高齢化が進み、地方における人口問題が深刻化する中、その1つとして、空き家問題が上げられます。令和6年4月に公表された令和6年住宅土地統計調査の速報集計によると、2023年時点で全国の空き家戸数は900万戸と過去最高となり、空き家率についても13.8%と過去最高となっています。その中でも、和歌山県は全国都道府県ランキングで、徳島県に次いでワースト2位となり、5年前の前回調査に比べて、空き家戸数は6,900戸の増となり、増加の推移をたどっています。

そこで質問です。岩出市で昨年度から人口が減少し、県下住宅の空き家化が進む中、岩出市の空き家の状況はどうなっているのか。また、現在、空き家の対策として、どのような取組を行っているのかについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

- 田村事業部長 井神議員ご質問の3番目、市内の空き家状況と対策についての1点目、岩出市の空き家の現状は、についてお答えいたします。

空き家等対策については、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されて以降、全国的に取組が進められていますが、人口減少及び高齢化社会の進展、また相続問題や既存住宅の老朽化などの問題も重なり、空き家戸数は年々増加し、地域社会における深刻な問題となっております。

総務省実施の令和5年住宅土地統計調査によると、全国の空き家率は、住宅全体の13.8%となり、空き家戸数は過去30年間で約2倍の900万戸となっております。同統計による本市の空き家率については11.0%で、和歌山県の空き家率21.2%を大きく下回り、県下9市で最も低い数値となっております。

一方で、空き家等に対する市窓口への相談については、平成29年度からの累計で延べ132件となり、内容については、分譲地内で未利用となった小規模住宅によるものが多く、草木の繁茂、害虫の発生、ごみの放置など、日常管理による相談が大半であり、倒壊の危険性のある建築物、いわゆる特定空家によるものは、ごく僅かとなっております。

また、市では独自調査として、上水道の中止、廃止、使用水量を基に、市内の未利用物件を把握するための調査を毎年実施し、令和6年度調査で534戸の未利用物件を把握してございます。

本市においても、今後の人口減少や少子高齢化の影響による未利用物件の増加に伴い、管理不全空き家に対する相談の多様化、複雑化は予測されます。これら解消困難な物件の発生を抑止し、早い段階での対策を講じることができるよう、引き続き市内未利用物件及び管理不全空き家の状況把握に努めます。

次に2点目、空き家対策としてどのような取組を行っているのか、についてお答えいたします。

空き家等対策につきましては、土地、家屋ともに私有財産であることが最大の問題であり、法的措置なしに行政が処分することはできないため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、相談を受けた管理不全空き家に対し、現地確認、所有者等の調査を行い、他法令との連携を図りながら、所有者等に問題改善及び適正管理を促すための指導通知を送付してございます。

現在、市に問合せのあった物件の改善率は79.5%で、遠隔地居住や金銭的負担、相続に対する問題など、時間を要するケースもありますが、継続して指導を行うな

ど、粘り強く対応を進めているところでございます。

さらに、市では利用可能物件の利活用を促進し、物件の再流通を図るための支援として空き家バンク事業、管理困難となっている空き家の除却を行い、地域の環境整備を行うため地域土地再生事業の2事業を令和5年度から立ち上げ、将来に向けて、管理不全空き家の抑止と住環境の整備に取り組んでいます。

事業実績につきましては、令和7年2月末時点で、空き家バンク事業では、新規登録件数が7件で、うち1件の売却実績となっています。また、地域土地再生事業につきましては、中島地区2件、山崎地区1件の計3件の受託実績で、うち中島については狭隘な接道を解消し、空き家等跡地を建築可能地とするため、セットバックによる道路幅員4メートルの拡幅整備を併せて実施しています。

事業要件により、全ての空き家等が対象にはなりません。1件でも多くの方に制度をご利用いただけるよう、市に問合せのあった管理不全空き家や上水道給水中止情報に基づく市内未利用物件の所有者等に対して、ダイレクトメールによる周知を行うとともに、広報、ウェブサイト、ポスター、チラシによる啓発など、積極的な働きかけを進めながら、広く事業周知に取り組んでいます。

今後も空き家等への管理指導に加え、利用可能な物件の活用促進と土地の再活用に取り組めます。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の3番目の質問を終わります。

以上で、井神慶久議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開をいたします。

休憩 (10時41分)

再開 (10時58分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、1番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1番、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問させていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

今回は2月2日に行われた市議会議員選挙についてと、2番目に、災害用備蓄品について、3番目に、山火事への備えについてお聞きをいたします。

まず最初に、2月2日に実施されました市議会議員選挙の開票確定が夜中の1時20分になった要因について、お答えいただきたいと思います。

私も、衆議院議員選挙、参議院議員選挙での開票立会人の経験がございしますが、選挙区、比例区のボリュームに比べ、単独の市議会議員選挙で、これだけの時間を費やした要因がよく分かりません。遅くなった要因について、詳細な説明を求めます。

2番目に、投票率が39.5%と4割を切った要因と、今後の投票率を引き上げていくための方策について、選挙管理委員会としてどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

ちなみに、近隣の市町村の議員選挙について投票率を調べますと、身近の選挙から申し上げますと、令和6年9月執行のお隣の泉南市、42.85%、令和5年9月、同規模の自治体であります大阪の交野市の議員選挙が49.84%、令和5年4月の四條畷が43.79%、大阪狭山市47.64%、近隣の和歌山市では44.23%、橋本市50.96%と、他市と比較しても大きく見劣りします。

これらを踏まえてご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 梅田議員、1番目のご質問、令和7年2月2日執行の市議会議員選挙一般選挙についての1点目、投票結果の確定が、2月3日の午前1時20分と大変遅くなった要因は何なのか具体的に、についてお答えいたします。

先日の市議会議員一般選挙におきましては、表の点検におきまして、一部の開票立会人が非常に丁寧に確認されたため、時間を要することとなったものです。

次に2点目のご質問、投票率も過去最低の39.51%であったが、今後の投票率を引き上げていくための方策について、選挙管理委員会としてどのように考えているか、につきましては、選挙管理委員会といたしましては、これまでも投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、街頭啓発をはじめ、各選挙時において、各種の啓発活動を行ってきたところです。

今後におきましては、従来の啓発活動に加え、先進事例の状況を参考として、効果的な啓発活動の研究、実施に取り組んでまいりますとともに、市長、市議会議員選挙における選挙公報の導入について検討しているところであります。選挙公報は、

県議会議員選挙と市町村選挙では任意とされており、選挙公報を発行するに当たっては条例の制定が必要となりますので、今後、導入市町村の事例を参考に、検討を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいま選管のほうからご答弁あったんですけども、2点お聞きいたします。

選挙公報の導入を検討しているとのことでしたが、これは市広報のように、全戸手配りになるのか。また、配布時期はいつになるのか、お聞きをいたします。

2点目に、同僚議員の質問でもありましたが、再度お聞きいたします。開票立会人の1人が丁寧に点検作業されたために遅くなったとのことですが、同時に、市民の方々が関心を持って結果を待っていただいているわけですから、ある程度、スピード感も要求されると思います。しっかりと事前の研修も必要だと思いますが、選管の答弁を求めます。

3点目に、広報車での啓発活動はどのようになっているのか。もっと頻度を上げてほしいと思うのですが、選挙管理委員会の答弁を求めます。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

選挙公報の配布方法につきましては、選挙公報発行から印刷、配布までの期間が1週間であることから、現時点では全戸手配りは難しいものと考えております。期日前投票所や公民館等への設置、市ホームページへの掲載のほか、より効果的な配布方法について検討を進めてまいります。配布時期につきましては、告示日に提出された原稿を取りまとめたから選挙公報を作成することになるため、告示日の翌日以降の配布開始になると考えております。

2点目の開票作業の円滑化について、事前研修ということですが、開票立会人への事前説明につきましては、開票立会人が決定するのが選挙期日の3日前となるため、当日の開票作業前に行っております。開票立会人の事務内容等の説明をより一層丁寧に行うことで、現場での進行について、円滑な開票事務の実施につながるよう研究に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、3点目の広報車の活動についてです。告示日以降、午前、午後と1日

2回、各1時間程度、市内全域を広報車において広報活動を行っておるところです。これらの広報活動につきましても、内容等精査いたしまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番目に、岩出市における災害用備蓄品についてお聞きをいたします。

食は健康、ひいては生命の維持をするために必要不可欠な要素でございます。取りわけ災害が発生した際には、自治体に開設した避難所においても、住民の健康を維持し、災害関連死を防ぐという観点から、食の備え、自治体の重要な責務の1つとも言えると思います。しかしながら、食事の質・量ともに備蓄が十分とは言えない自治体も少なくないと言われております。

加えて、十分な食事の備蓄・供給があっても、実際には食べることができないケースも被災地では見られるそうです。災害時においては、通常の食事では対応できない住民の方々、特に高齢者、乳幼児、慢性疾患患者、食物アレルギーのある方等が避難所に来られるケースもあると考えます。

一方で、避難所には、これら要配慮者が取ることができる食事を備蓄していないケースも少なくなく、避難が長期化すれば、健康被害が発生することも考えられます。また、食料の備蓄の基本は、飲料水、主食、副食の3種類ですが、備蓄している食料にも偏りのあるケースもあり、主食のみではなく、副食など、バランスの取れた食料の備蓄・管理が必要であると思います。

東南海・南海地震の発生確率が30年以内で80%以上と言われる昨今の状況を踏まえて、3点お聞きいたします。

まず1点目、岩出市では災害に備え、食料、水、その他生活必需品を確保していると思いますが、具体的にどのようなものを何日分につき何人分確保しているのか。また、冒頭申し上げました要配慮者への食料備蓄は用意しているのか、お聞きをいたします。

次に、昨今は、6月以降、夏場は大変暑い日が多くなっていますが、災害は暑い夏場も待ってくれません。高温な体育館への避難も想定されますが、スポーツドリンク等の塩分を含む飲料の備蓄はあるのか、お聞きをいたします。

次に3点目に、小中学校の体育館の暑さ対策は、現状、エアコンがない中、大型扇風機、移動式エアコンの手配は可能か、お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員のご質問、災害用備蓄品についての1点目、災害時の備蓄食料、その他生活必需品を具体的に、何日分、何人分確保しているのかについてお答えいたします。

市では、現在3万5,000食相当の備蓄食料を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。巨大地震が発生した場合の1日後の岩出市内での避難者数が約1,300人と想定されており、1日3食の計算で、日に約3,900食が必要となります。単純計算でいくと、約1週間分程度の備蓄食料数となりますが、避難者が徐々に増加することが予想されており、実際は3日分程度と考えております。

具体的な備蓄品といたしましては、お湯または水を注ぐだけで食べられるアルファ米を中心に、水の確保が困難な場合を想定し、調理不要なパン、クラッカー、乾パン等を整備しております。また、高齢者等で硬いものを食べるのが困難な方向けに、固形物以外のレトルトや、フリーズドライのスープ、野菜ジュースを整備しているほか、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶とともに整備しております。

なお、食物アレルギーをお持ちの方への配慮として、特定原材料28品目不使用のアルファ米、米粉パン、ライスクッキーを備蓄しているほか、乳幼児用の粉ミルクについても、アレルギー対応のものを備蓄しております。

続いて2点目、夏の季節、高温な室温に避難する際、スポーツドリンク等の塩分を含む飲料の備蓄はしているか、についてお答えいたします。

現在、スポーツドリンク等の備蓄は行っておりませんが、大規模災害時にはスーパーネゴロ、マツゲン、エバーグリーンなどと物資調達に関する協定を締結しており、ご質問にあるスポーツドリンク等の飲料品をはじめ、食料品、日用品を調達することとしております。なお、大塚製薬とも同様の協定を締結しており、スポーツドリンクの調達も可能となっております。

続いて3点目、体育館での暑さ対策についてお答えいたします。

現在、避難所となっている体育館のうち、市民総合体育館には空調設備がありますが、市立体育館や各小中学校の体育館には空調設備がございません。大型の扇風機を各避難所に配備しているほか、大規模災害時には、レンタル業者との協定によ

り、スポットクーラー等の調達が可能となっております。

避難所での暑さ対策を含めた健康管理は重要な課題の1つとして考えております。那賀医師会等との連携を密にし、避難所巡回等による健康状態の把握を行うなど、避難生活の環境改善に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいま、大型扇風機を市立体育館、小中学校体育館に配備していることですが、真夏の災害も当然ながら想定され、多額の費用が必要となってきますので、年次計画を立てて、自家発電機の配置及び空調設備を設置する必要があると考えます。

そこで、2点再質問いたします。

地域防災用上、大規模避難所に年次計画を立てて、自家発電機を配備することに対する市長のお考えをお聞きいたします。

また、施設管理者として、市立体育館、小中学校体育館に年次計画を立てて、空調設備を設置することに対する教育長のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

災害用に自家発電機を年次計画的に配備する考えは、ということだったと思います。空調設備が稼働できるほどの自家発電機を整備する予定は、現在のところございませんが、非常用自家発電機の重要性は認識しております。市では、市役所本庁舎、それから、あいあいセンター、船山地区公民館に自家発電施設を設けているほか、令和2年度から令和5年度にかけて、交通公園、東公園、さぎのせ公園の3公園に自家発電設備を整備しております。また、令和6年度には、情報収集や通信手段の確保を主な目的として、各避難所へポータブル電源を配備しており、避難所の環境改善に努めているところでございます。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 梅田議員の施設管理者として、小中学校等への空調設備の設置についてお答えいたします。

大規模避難所となる小中学校体育館への年次計画を立てた空調整備については、令和6年12月議会において、大上議員から同内容の一般質問をいただいております。その際の答弁のとおり、大規模避難所となる小中学校体育館への年次計画を立てた

空調整備については、再来年、令和8年に計画の見直しの年度予定として進めております。なお、計画作成に当たっては、キュービクルの改修費用など、多額な費用が必要であり、その積算には詳細な調査検討が必要と考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目に、山火事への備えについてお聞きをいたします。

2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災は、市の面積の9%の面積2,900ヘクタールを焼いて、やっと3月9日に鎮圧されました。また、家屋の被害も79棟が全焼と、被害のあった家屋が全部で250棟確認されているそうです。被害に遭われた大船渡市の方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、政府の一日も早い復旧・復興対策を望むものです。

そこで、岩出市においても、ここにいらっしゃる方の多くが生まれる前の話でございますが、私が小学校5年か6年生の頃、根来山から土仏峠にかけて1週間ぐらいの山火事が発生した記憶がございます。その後、20年ぐらい前にも緑化センターの南の山から出火した記憶があります。

そこで、岩出市における過去の山火事の発生状況と、その原因についてお聞きをいたします。

現在の岩出市における山火事の予防啓発活動について、その取組状況を教えてください。

また、岩手県の大規模山林火災を踏まえて、さらに取り組むべき課題はあるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員のご質問、山火事への備えについての1点目、岩出市における山火事についてお答えいたします。

那賀消防組合に確認しましたところ、平成17年に東坂本、近大付近で、平成8年に根来、そして40年前に雄ノ山峠付近で発生しております。

要因につきましては、いずれの火災も明確なものではなく、断定できないとのことですが、一般的に、過去に発生した林野火災のうち、原因が明らかなものについて

は、たき火が32.5%で最も多く、次いで火入れが18.9%、放火、これ疑いも含むんですが、7.6%となっております。

続いて2点目、山火事の予防・啓発活動について、現在の取組状況は、についてお答えします。

市では、全国火災予防運動の実施期間に合わせ、岩出市消防委員会、消防団、婦人防火クラブ、那賀消防組合と合同で年2回の街頭啓発を実施しているほか、消防団が各部隊担当地域においてレッドパトロールを実施しております。また、毎年12月に実施している1日防火デーにおいて、消火器の無料詰め替えを実施するなど、火災の予防、拡大防止に努めております。さらに、那賀消防組合では、同じく全国火災予防運動の一環として、林野火災予防対策の推進を重点目標の1つに掲げ、林野火災防御訓練の実施をはじめ、車両での山間部への巡回防火広報の実施や、林道等への林野火災予防啓発立て看板の設置を行っております。

続いて3点目、岩手県の大規模山林災害を教訓として、さらに取り組むべき課題はあるのか、についてお答えします。

林野火災は、性質上、火災が広がりやすい環境であることはもちろんのこと、水利や車両進入道の確保に制限があり、岩手県大船渡市での例を見ましても、消火活動が大変困難であり、課題となっているのが、延焼拡大を防ぐ迅速な初期消火と、それを行う人員確保です。その中で、地元消防団は、地形や居住実態などに精通している方も多く、林野火災の消火活動においても重要な役割を担うと考えております。

また、府県協会のある和泉山脈での林野火災防御のために、阪和林野火災消防相互応援協定を締結しており、人員、車両、資機材等の相互応援体制を取っております。構成団体といたしましては、和泉山脈に隣接する市町や消防組合、17団体で構成されており、平時から消防団も参加しての林野火災防御訓練を実施しております。引き続き円滑で迅速な消火活動ができるよう、各関係機関と連携・強化を図ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させてください。

1点目、3月9日のNHKの近畿のローカル番組で、枚方・寝屋川消防組合と大阪広域生コンクリート組合が3年前に結んだ連携協定に基づき、山林火災が各地で相次ぐ中、枚方市でコンクリートミキサー車に積んだ水を使って山火事を消火する

訓練が行われておりました。山林火災では消火用の水源が少ないため、大変効果的な施策だったと思います。岩出市でも生コン組合との連携を早急に検討してはどうかと思いますが、お答えください。

2点目に、消防団により、山麓部、林道でのパトロールを秋から冬にかけて実施してはどうかと思いますが、いかがですか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

コンクリートミキサー車に水を積んで、山火事の対応ということで、生コン組合との連携を検討してはどうかというご質問だと思います。

水利の確保が困難な林野火災におきまして、コンクリートミキサー車での給水は非常に有効だと考えております。那賀消防組合においては、平成29年に和歌山県広域生コンクリート協同組合紀北支部と、災害発生時における消防用水等の運搬に関する協定を締結しており、実際にコンクリートミキサー車に水を積み、想定火災現場に向かう訓練も実施いただいておりますので、引き続き連携を図ってまいります。

それと2点目、秋から春にかけて消防団による山林でのパトロールを実施してはどうかというご質問だったと思います。

山林部を含めた消防団によるパトロールについては、全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施しております。全国火災予防運動は、火災が起こりやすい時期である秋から春にかけて、年2回実施され、秋季は11月9日から15日まで、春季は3月1日から3月7日までの各1週間の期間となっており、那賀消防組合をはじめとする各関係機関と連携し、引き続き火災予防啓発に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお願いします。

今、那賀消防と和歌山広域生コン組合との災害協定があるという話でございましたが、岩出市と消防団は必要ないのでしょうか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

那賀消防と生コン協同組合の紀北支部との協定は結んでおるけども、市と消防団

との協定は必要ないのかということなのですが、実際、山火事が起こりますと、この間の岩手県の例でもございますように、那賀消防だけが行う、消防団だけ行うという形ではないかと考えます。特に那賀消防におきましては、大きなポンプ車等も備えられておりますので、もちろん共同で消火に当たる形にはなるかと思えます。一旦、今のところは、那賀消防組合のほうと生コン協同組合さんのほうでの締結された協定に基づき、消火活動を進めていただくとともに、もちろん消防団としても協力いただくように、うちのほうからお願いするような形、もちろん市もそのバックアップをするような形になるかと思えます。

○玉田議長 これで、梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告5番目、3番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、第3次岩出市長期総合計画について、大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化について、岩出市公式SNSについての3点をお伺いいたします。

最初に、第3次岩出市長期総合計画について質問を行います。

第3次長期総合計画については、前期基本計画が令和7年度をもって満了し、後期基本計画が令和8年度からスタートすることから、後期基本計画を令和7年度内に策定されると認識しております。近年、情報化社会、物価高など、様々な社会情勢の変化が進み、前期基本計画が策定された頃よりも、さらに市民ニーズの多様化、複雑化が進み、市民への期待も増す一方だと感じます。

そこでご質問いたします。後期基本計画では、どのようなまちづくりを進めていくのでしょうか。

次に2点目として、岩出市は少しずつではありますが、人口減少が始まりました。日本全体の問題ではありますが、人口減少、少子高齢化の問題について、岩出市でも今まで以上に力を入れていかなければならない状況にあると感じます。

そこでご質問いたします。人口減少、少子高齢化への対応をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員のご質問の1番目、第3次岩出市長期総合計画について

お答えします。

まず1点目の後期基本計画では、どのようなまちづくりを進めていくのか、についてですが、第3次岩出市長期総合計画の後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画であり、令和7年度中に岩出市長期総合計画審議会への諮問を経て策定する予定です。そのため具体的なまちづくりの施策等については、これから策定していくこととなりますが、今年度実施しました住民アンケートや、前期基本計画の検証の結果等を踏まえながら、後期基本計画の策定を進めてまいりたいと思います。なお、この審議会には、市議会からも2名の議員に委員としてご審議をしていただく予定としています。

次に、2点目の人口減少、少子高齢化への対応につきましては、前期基本計画の策定時においても、少子高齢化による人口減少を見込んだ上で、10年間の基本構想を定めており、基本構想では、人口減少への抑制対策として、地方創生への取組を進めるとともに、市民一人一人がそれぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、全ての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指すとしております。

全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、本市も既に令和5年度末から人口減少に転じておりますが、今後の後期基本計画についても、この基本構想に従いながら、できるだけ人口減少を抑制できるよう有効な施策を盛り込んだ計画策定に取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点、再質問いたします。

まず1点目ですが、ご答弁の中にありました住民アンケートについてですが、市のホームページに掲載されているまちづくりアンケート調査結果報告書によりますと、年代別の19歳以下から40歳代及び80代の回答者数が少ないように見受けられます。全体の回収率も31.76%と少し厳しい結果だなと感じております。よりよいまちを目指す後期基本計画策定のためにも、年代別ではもう少しバランスよく、全体では、より多くの方に回答をいただく必要があるのではないのでしょうか。次回、同じようなアンケートを実施する際の回収率を上げるための対策はございますか。

次に2点目としまして、人口減少についてですが、前期基本計画の中にありました令和12年度目標人口の5万3,800人に早くも迫っており、このままだと目標人口を下回るとは思いますが、いかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員の再質問にお答えします。

まず、1点目のアンケート調査の回収率を上げる対策案は、についてですが、第3次岩出市長期総合計画後期基本計画の策定に向けたまちづくりアンケートにつきましては、岩出市に在住の18歳以上の男女から、各年代の人口割合に応じた2,500人を抽出し、アンケート用紙を発送しております。回収率を年代別に見ますと、議員おっしゃるように、10代から40代の若年層の回収率が最も低いということは否認しません。今後のまちづくりアンケート調査の実施につきましては、ウェブ回答を取り入れるなど、検討を重ね、回収率の向上に努めてまいりたいと思います。

次に再質問の2点目、目標人口を下回るのではないかについてですが、令和3年に策定しました第3次岩出市長期総合計画基本構想における令和7年度の推計人口は5万3,864人としております。令和7年2月末時点の人口が5万3,848人と推計を若干下回ってはおりますが、基本構想のまちの将来像でも人口減少を見込んでおりますので、目標の変更は現在のところ考えてございません。

今後も地方創生への取組を進め、できる限り人口を維持できる計画策定に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目の大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化について、質問を行います。

大宮緑地総合運動公園については、ドッグラン広場のオープンの影響もあり、毎週末、大変多くの方が訪れているようであります。スケートボード場においても、スケートボードがオリンピック公式種目となったことで、全国的にも人気は加速しており、オリンピック金メダリストが岩出市から誕生するなどの影響もあり、大宮緑地総合運動公園に設置されておりますスケートボード場は、岩出市外からも子供から大人まで多くの方が利用に訪れている状況であり、中には有田市から電車で訪れている中学生や大阪から県を越えて訪れている方もおられます。

しかし、岩出市のスケートボード場と比べると、岩出市からほど近い和歌山市雑

賀崎のスケートパーク、つつじが丘総合運動公園のスケートボード場、泉南ロングパークのスケートパーク、いずれもよりにぎわっており、大変多くの岩出市民の方も利用に足を運んでいるのが現状であります。

要因の1つとして、ほかのスケート施設には設置されているセクションが、大宮緑地総合運動公園のスケートボード上にはないことが考えられます。セクションとは、スケートボードなど、競技を行う上で、多くの競技者が使用する障害物のことです。それぞれのスケートパークごとにほかと違ったセクションが設置されております。そういったセクションを求め、時には県を越えて、地元以外のスケートパークを訪れるといった現状があります。

大宮緑地総合運動公園のスケートボード場にもセクションを設置することによって、地元の競技者の成長を促進し、岩出市を代表する新たなスケートボード選手の誕生につながり、また市街地からも近い場所でもありますので、岩出市のPRや活性化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。今後、スケートボード場にセクションを設置する予定はないのでしょうか。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員ご質問の2番目、大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化についてお答えいたします。

ご質問のスケートボード場につきましては、2021年夏に開かれた東京オリンピックのスケートボード女子パークで金メダルを獲得した四十住さくら選手をたたえて、地元の和歌山県岩出市に、初心者から楽しめるスケートボード場として設置したものです。設置後、使用許可申請により把握している利用者数は、令和3年度が1月のオープンからの3か月で66人、令和4年度が202人、令和5年度が198人、令和6年度は2月末現在で92人となっております。

スケートボード場にセクションを設置する予定についてですが、本市のスケートボード場は無料で初心者から楽しめる練習場として設置したことから、現在のところ、セクションを設置する予定はございません。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点、再質問いたします。

最初の質問でもあったように、年代問わず多くの方が利用している現状があり、

総合体育館で把握している利用者数よりも、実際は多くの方が利用していると思われます。施設を利用する上で、使用許可申請の届出は必ず必要であると考えますが、特に小中学生が利用する場合、総合体育館で一旦申請して、スケートボード場を利用するというのはハードルが高く、申請できずに利用している可能性もあり、正確な利用者数の把握、そして、より楽しくスケートボード場を利用してもらうためにも、申請方法の改善方法はないでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

スケートボード場の利用に当たっては、岩出市体育館及び市民スポーツ広場使用規則の規定に基づき、利用日の14日前までに申請し、許可を受けなければならないとされております。もし、議員ご指摘のとおり、市で把握している利用者数よりも、実際は多くの方が利用しているということであれば、正式な手続で利用するよう、その方々への申請及び許可に関する周知をお願いしたいと思います。

併せて、市でも規則に基づく申請及び許可が必要であることをウェブサイトなどでさらに周知、広報するとともに、申請方法の改善についても、今後、他の公共施設の予約の見直しに合わせて検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、3番目の岩出市公式SNSについて質問を行います。

岩出市では、行政への市民参加を図るための取組として、SNSなどの多様な媒体を活用した公告による行政情報の発信を行っていることを認識しております。近年、SNSで情報を得ることが多い社会ですので、とてもありがたい取組だと感じております。現在、岩出市が活用しているSNSは、LINE、Facebook、YouTubeと認識しております。これらはそれぞれ利用者層が異なっているとのデータがあり、他にもインスタグラム、X、旧Twitterです。TikTokなど、多くの方が利用されている媒体がございます。

そこでご質問いたします。現在、市で既に活用しているSNS以外の公式アカウントを増やす予定はあるのでしょうか。

次に2点目として、総務省の調査によりますと、各SNSの利用率は、LINEが94.9%、YouTubeが87.8%、インスタグラムが56.1%、Facebookが30.7%と、LINEの利用率が一番となっております。年代別のLINEの利用率は、10代が95%、20代が99.5%、30代が97.9%、40代が97.8%、50代が93.7%、60代が86.3%と、非常に高い利用率となっております。また、民間の調査ですが、70代が69.5%、80代が41.5%と、各世代の方々が利用されております。

現在、岩出市公式LINEアカウントの登録者数は約2,500人ほどだと思いますが、今後公式LINEを今まで以上に活用することで、情報の発信だけでなく、災害時における注意の呼びかけなど、これまで以上により詳細に多くの市民の方々と届けられるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。現在、岩出市公式LINEの登録者数を増やすためにどのような取組を行っていますか。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員ご質問の3番目の1点目、新しいSNS公式アカウント等を増やす予定は、についてお答えします。

現在、本市では、SNS公式アカウントとして、Facebook、YouTube、LINEを開設し、広報媒体として活用しています。新たなSNS公式アカウントの開設については検討を続けており、特に比較的若い年齢層の方への行政情報の訴求性や関係人口を増やすための広報媒体として効果的であると考えています。

SNSにはそれぞれ特徴がありますので、現在活用しているSNSとの連携や、より効果的な運用ができるよう、活用目的、方法を含め、新たなSNS公式アカウントの開設について、令和8年度に迎える市制施行20周年に向け、検討を重ねてまいります。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 西野議員ご質問の2点目についてお答えいたします。

岩出市LINE公式アカウントは、令和5年2月から運用開始、広報紙やウェブサイトへ記事を掲載することで周知を行い、令和5年度末時点では1,083人の登録がありました。今年度、令和6年度の主な取組といたしましては、利用者の方にとって必要な情報を受け取りやすくするために、配信カテゴリーの見直しを行い、その内容について、広報7月号で特集記事を掲載しました。その効果があり、2月28日時点で2,451人の登録となりました。昨年度末時点と比較しまして、約2.3倍の登

録数の増加となっております。

また、令和7年度は、小中学生の保護者の方にチラシを配布する予定にしておき、子育て世帯の登録者数の増加を図ってまいります。また、少しでも多くの住民の方の目に触れるよう、毎月広報紙に二次元コード、QRコードを掲載するようしております。LINEはSNSの中でも全年代の利用率が多いため、今後も広報紙やチラシなどで周知に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点ございます。まず1点目、SNSアカウント増加について、ご回答にありましたように、比較的若い年齢層への情報発信、公告媒体としての効果はとても大きいと感じます。関係人口にとどまらず、定住人口の安定化のためにもご答弁いただきましたように、ご検討を進めていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

次に、2点目として、LINEの登録者数を増やす取組に関してですが、QRコードなどを掲載したビラを公共施設やスーパーマーケット、コンビニなど、多くの市民の方々が利用する商業施設へ掲示してもらうなどの取組は行えないでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員の1点目の再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、今後もSNSを含め、広報媒体を活用し、市内外へのPRや市民の利便性の向上に努めてまいります。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 西野議員の再質問についてお答えいたします。

LINEのQRコードなどを公共施設とか商業施設に掲示してもらうなどの取組は、ということだったと思います。

各公共施設につきましては、QRコードを記載したポスターを掲示するとともに、利用方法についてのチラシを置くなど、周知を行ってまいります。また、多くの市民の方が利用される商業施設につきましては、ご協力していただける施設がございましたら、検討させていただきます。

なお、登録者数を増やす取組といたしましては、口コミなども重要なPRとなります。議員の皆様方もぜひとも周囲の方々に岩出市LINEアカウントをPRしていただき広めていただきますようお願いいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の3番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時48分)

再開 (13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、防犯カメラと災害用備蓄物資について、一問一答形式にて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、防犯カメラについてです。

岩出警察署犯罪情勢のデータによると、和歌山県下の市町村別犯罪率で、本市は令和5年度、犯罪率6.12でワースト1位となっております。この犯罪率というのは、人口1,000人当たりの犯罪認知件数であり、令和5年度は人口5万4,278人に対して、犯罪認知件数332件から計算されております。

本市は、令和4年度は犯罪率4.45でワースト4位と公表され、近年の和歌山県下では犯罪率上位の都市であり、その中でも道路や公園などに起きる街頭犯罪が多いとのデータもあります。

防犯カメラの設置については、近年、多くの自治体で通学路や公園、街灯や店舗などへの設置が進められており、不審者から子供たちを守り、ひったくりや窃盗などの軽犯罪や、近年増えている闇バイトなどの凶悪な犯罪などの抑制、また犯罪が起こった際の証拠の確保といったことが期待されるものであります。実際に私の自宅において、小学校が対面にある立地のせいもあってか、和歌山県警より防犯カメラのデータを見せてほしいとの捜査協力依頼が度々あり、捜査に協力させていただいております。

以上のような状況を踏まえ、3点質問させていただきます。

1点目として、令和3年3月策定の第3次岩出市長期総合計画には、安心して暮らせるまちを目指し、防犯カメラの設置の検討を進めているとの記載がありますが、現在、岩出市において、防犯カメラの設置状況についてお答え願います。

2点目として、現在、岩出市に設置されている防犯カメラの効果、実績についてお答え願います。

3点目として、第3次岩出市長期総合計画において、防犯カメラの設置については、プライバシー保護やデータ等の管理体制などの問題点が多いため、市独自ではなく、コンビニなどの事業所の設置カメラとの連携について、調査検討するとの記載がありますが、現在の進捗状況についてお答え願います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員ご質問の防犯カメラについて、お答えいたします。

1点目の市内の防犯カメラの設置状況についてですが、市として庁舎管理目的以外で運用している防犯カメラの設置はございません。当市では、和歌山県警と岩出市子ども安全パトロール隊との間で管理委託契約を結び、25台の防犯カメラを岩出市内の主要交差点など、公共性が高い場所に設置し運用しておりましたが、カメラの付け替え等に伴い、令和4年4月以降は和歌山県警察において運用されています。

2点目の防犯カメラの効果、実績については、警察に問い合わせたところ、効果、実績についての取りまとめは行われていませんが、捜査等に活用しているとのことです。

3点目の防犯カメラと市内事業所に設置しているカメラとの連携については、岩出市長期総合計画におけるカメラの連携について、防犯カメラが警察の運用となったことから、連携の予定はございません。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 昨今の情勢を踏まえ、今後、防犯カメラの需要は高まっていくと考えております。今後、安心して暮らせるまちづくりのため、本市として防犯カメラの必要性について、見解をお答え願います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

防犯カメラについては、情報把握や防犯上有効な手段の1つであるとは考えます

が、プライバシーの保護や設置の責任の所在など、留意すべき事項や解決困難な問題も種々あると考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年では、防犯カメラは、太陽電池で稼働するものやインターネットやスマートフォンを活用し、無線に対応しているものなど、性能の向上が図られ、安価に手に入るようになり、個人宅での設置も増えております。自治体によっては、自治会や個人宅向けの防犯カメラの設置に補助金制度を設けているところもあるようです。

それらを踏まえ、本市として、防犯カメラ設置の補助金制度の導入について、見解をお答え願います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

補助金制度の導入については、先ほど述べたとおり、課題が多くありますので、現在のところ予定はございません。市におきましては、青色パトロールや地域と連携した防犯街頭啓発を行っているほか、警察から特殊詐欺の発生情報を得て、防災行政無線等による広報を行うなど、各種防犯活動に努めているところであり、ご理解をお願いいたします。

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に2つ目、災害用備蓄物資についてです。

和歌山県の公式ホームページには、南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が、今後30年以内に発生する確率は80%程度と公表されています。また、近年では、全国各地で豪雨災害や、直近では大雪による災害、大規模な山火事など、様々な自然災害はいつ何どき、どこで起きてもおかしくないという事案が日本国内で多数発生している状況です。大規模な自然災害において、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であると言われております。

本市では、自主防災推進の取組をされているのは周知のとおりであり、近年では、災害の備えとして、家庭備蓄の重要性が高まっており、特に水は不可欠なものとし

て、1人1日3リットルをめどに、最低3日分から1週間の備蓄が望ましいと言われております。これらの自主防災と同時に、災害対策基本法の第49条には、災害予防責任者は、法令または防災計画の定めるところにより、その所掌事務、または業務に係る災害応急対策、または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、もしくは点検し、またはその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、もしくは点検しなければならないとあり、公助である市町村の避難所における災害用物資の備蓄は、災害時のセーフティネットの役割として非常に重要であると考えております。

以上を踏まえ、3点質問させていただきます。

1点目として、現在の本市における避難施設の水の備蓄状況をお答え願います。

2点目として、2019年7月号の岩出だよりに、岩出市民プールの水は常時592トンの水を貯留し、災害時には避難施設である岩出中学校、市民総合体育館での1,300人分の飲料水、生活用水として約1か月を供給できるとの記載がありますが、岩出市民プール浄水型の災害時の避難所への運用方法及び給水計画をお答え願います。

3点目として、災害時、本市には水の緊急浄化装置が5台常備しているとのことですが、常備している場所はどこにあるのか。また、その水源はどの水を使うことを想定し、使用時には1日当たり何リットルの給水が可能なのか、お答え願います。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の2番目のご質問、災害用備蓄物資についての1点目、市の災害用備蓄物資において、水の備蓄状況についてお答えいたします。

市では、発災初期の緊急的な飲料水の確保のため、長期保存水を各避難所へ分散備蓄しております。飲料水の供給としては、主に給水車、それから容器等での運搬供給を考えております。また、大規模災害時には、スーパーネゴロ、マツゲン、エバーグリーンなど、物資調達に関する協定を締結しており、飲料品をはじめ、食料品、日用品を調達することとしております。

続いて2点目、岩出市民プールの浄化装置の運用方法についてお答えいたします。

災害発生後、浄化装置稼働の必要がある場合は、市災害対策本部の指示により、市職員が浄水装置の操作を行い、順次避難所への給水を行うこととしております。なお、維持管理につきましては、指定管理者において、年1回の点検を実施しております。

続いて3点目、岩出市に常備している緊急浄化装置の配備場所とその水源についてお答えします。

市では、現在5台の緊急浄化装置を整備し、大規模災害時等の生活用水確保を図っております。整備場所といたしましては、市民プールに1台、市民総合体育館に2台、市総合保健福祉センター（あいあいセンター）に1台、交通公園に1台となっており、市民プール以外の4台については運搬可能であり、必要な場所への移動が可能となっております。水源については、貯水槽、プールの水、河川水等を想定しており、5台を全て1日8時間稼働した場合、1日当たり約27トンの処理が可能です。これは、1人当たり1日3リットルの計算で約9,000人分となります。

しかし、あくまでこの緊急浄化装置を使用する際の用水確保は最終手段です。まずは給水車等での給水を第一に考え、必要に応じ、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づき、隣接市町や関係団体へ応急給水作業等の応援要請を行える体制を取っております。また、地震、渇水、非常時、その他の水道災害において、相互間の応援活動、水の融通の手段として、和歌山市と紀の川市との間に連絡配水管を設けており、運用に関する協定を締結していますので、災害時等には両市と水道水の融通が可能となっております。

なお、緊急浄化装置については、使用訓練の実施を含め、適切に管理してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 岩出市民プール浄水型の運用について、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、災害時において、岩出中学校、市民総合体育館以外の避難施設への飲料水、生活用水の供給は想定されているのか。また、浄水能力は、災害時、例えば停電などが起きても稼働できるのか、お答え願います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民プールの浄化装置を使用する際の給水については、基本、岩出中学校と市民総合体育館へ給水することを想定としておりますが、被災状況によっては、必要に応じ他の避難施設への給水も考えられます。

また、浄化装置の動力といたしましては、電気、エンジン、手動のいずれかで稼働させることが可能であり、停電時でも稼働可能となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、住宅省エネ2025キャンペーンについてであります。

気候危機の打開は、日本国民にとって待ったなしの課題となっています。猛暑による熱中症の増加や線状降水帯、ゲリラ豪雨など、風水害による災害によって、国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。2023年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来、最も暑い年で産業革命前に比べると1.48度上昇し、パリ協定の温暖化抑制目標である1.5度目標に近づいているという発表もありました。深刻な気候危機の下、CO₂排出削減のためには、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進める必要があります。

また、WHOの世界保健機構の住宅と健康ガイドラインを発表し、各国に対し、住生活の観点から、寒さ対策、冬季室内温度18度以上を強く勧告しています。日本のエネルギーの消費の約3割、電力の最終消費の6割以上が、住宅、建築物など、業務、家庭部門で消費されています。つまり、住宅の高断熱化はゼロカーボン実現のために避けて通れない課題となっています。

住宅性能の1つ、断熱性、その高さを表す断熱等級は、2022年から3つ等級が新設され、7段階になり、数字が大きいほど断熱性が高いことを示しています。

2021年の国交省の資料によりますと、日本の既存住宅の約90%が断熱等級3以下であり、省エネ化基準を前倒しで引き上げなければならない状況です。2025年4月から新築の全ての建築物に、省エネ基準への適合が義務化されます。ところが、政府が建築物省エネ法で2025年4月から義務づけている省エネ基準は、断熱等級4です。一方、欧米では断熱等級が6未満の新築住宅は違法建築とみなされるほど厳しい基準を設けており、日本は省エネ対策で大変遅れています。

とはいえ、これを第一歩に、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進める必要があります。特に既存住宅の省エネ基準適合率は、2022年時点で約18%にとどまっ

ています。中小の建築業者が各地域の事業に参加しやすい環境づくりを行い、既存住宅の省エネ、断熱改修を進めることも重要です。政府は、2024年11月29日、住宅の省エネ化を促進するための新たな支援制度を発表しました。経済産業省、国土交通省、環境省の3省が連携して実施するこの制度では、環境性能の高い住宅の新築や既存住宅の省エネ改修に対して、最大200万円の補助金が支給されます。この支援制度は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組の一環として実施されます。

そこで、今回、このキャンペーン、補助金を活用できる内容について、まず1点目にお聞きします。

2つ目に、補助対象期間、また補助額、また市内登録事業者数についてお答えください。

3つ目は、国の補助制度を活用することによる市のメリットと効果についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員のご質問の1番目、住宅省エネ2025キャンペーンについての1点目、2点目について、一括してお答えいたします。

住宅省エネ2025キャンペーンについては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門への省エネ化を推進するため、国土交通省、経済産業省、環境省の3省が連携し、住宅省エネ化の支援強化及び住宅の省エネリフォームへの支援として実施している国直轄の補助事業です。

事業につきましては、子育てグリーン住宅支援事業、これは国交省と環境省、給湯省エネ2025事業、これは経産省、賃貸集合給湯省エネ2025事業、これは経産省です。先進的窓リノベ2025事業、環境省の4つの事業から成り、対象につきましては、子育てグリーン住宅支援事業として、省エネ住宅の新築と既存住宅の省エネ改修、給湯省エネ2025事業として、高効率給湯器の設置・導入、賃貸集合給湯省エネ2025事業として、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入、先進的窓リノベ2025事業として、断熱窓への改修などで、2024年11月22日以降に着手したものとなっております。

次に対象期間についてですが、補助金の交付申請は2025年3月下旬から12月31日までとされています。補助額については事業内容に異なりますが、省エネ住宅の新築が1戸当たり最大160万円、既存住宅の省エネ改修が1戸当たり最大60万円、高

効率給湯器の設置・導入が1台当たり最大28万円、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入が1台当たり最大10万円、断熱窓への改修は1戸当たり最大200万円となっています。

また、本事業は消費者から発注を受けた事業者が消費者に代わり、補助金の申請手続を国に行うため、事業者は住宅省エネポータルの利用アカウントを取得し、住宅省エネ支援事業者として登録必要があります。登録事業者につきましては、住宅省エネ2025キャンペーンのウェブサイトで確認できますが、都道府県単位の集計、かつ公表規模事業者のみの公表となっているため、公表していない事業者については、発注時に消費者が個々に確認することとされてございます。

なお、3月14日時点の検索結果において、営業エリアを和歌山県と登録している事業者は、リフォーム工事で208件、注文住宅、賃貸住宅の新築で197件、新築分譲住宅の購入で53件となっており、市内事業者は含まれてございません。

○玉田議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員のご質問、1番目の3点目、国の補助制度を活用することによる市のメリット、効果は、についてお答えします。

国の補助制度を活用することで、住宅の快適性が向上するとともに、省エネルギー効果による経費の削減とCO₂排出抑制につながるものと考えています。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これ、予算上限に達するまで、遅くとも2025年11月14日までに出さないといけないんですね。予算が終われば、それで打ち切るというパターンもあります。そういった中で、情報を知らなければ補助を受けられないケースが考えられる。また、市民の方でも改修を考えていても、リフォームなど、工事では悪質な業者などの問題もあり、どの事業所に頼むのかと悩む場合もあったり、諦める方も出てくることも考えられます。

今現在、エネルギー問題については、市民の方にとっても大変関心事、二重窓にしようかなというふうに考えておられる方もかなりいらっしゃいます。そうした中で、市のメリットもあると答えられておりますが、やはり情報を市民に共有することが必要です。岩出市のホームページでは、情報を探しても全く出てきません。

先ほどおっしゃったみたいに、国がこれをやると。事業所については、国に登録をする。だから、ちょっと載せてないかなというんですけど。他の自治体ではホームページに情報を上げて、住宅省エネ2025キャンペーンの公式サイトにリンクする

ものがたくさんかなり出てきています。

情報をしっかりとすることによって、これ国の補助金ですから、市が大好きな国の補助金を活用してというのを言われるんですが、やっぱり市民に対して、しっかりと周知を行って、そういう省エネ対策を行ってもらったり、こういう環境問題に意識を持ってもらう、こういった観点でも、情報をしっかりと載せて、促すというよりも、お知らせをする、このことが必要だと思います。

このサイト、岩出市のホームページ等々にお知らせをするという考えがあると思いますが、いかがでしょうか。

そして、事業者の登録も2025年3月10日から開始されています。国に直接登録するため、市内事業者数、把握できない。和歌山県では、県内ではあるけども、実際には公表してないところもあるというふうには今言われたんで、把握できない部分はあるかと思います。

例えば、国に登録をするときに、商工会を通じて、こういったものがあるということをしかりとお知らせするというのも事業所にとって大事なことだと思っています。

ここでも国の補助金活用されるわけですから、岩出市内の業者がそれを請け負うことによって潤う。そういう観点から考えると、ぜひ商工会を通じてでも、しっかりと情報の周知をしていただきたいんですが、それについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

情報の周知ということについてお答えします。住宅省エネ2025キャンペーンは、市民に対しメリットがあると考えているため、市のウェブサイトなど、媒体を使い、制度の周知に努めるとともに、事業者についても、商工会を通じPRしてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、について

であります。

この補聴器購入助成の質問は過去にも取り上げました。加齢による難聴の問題点、聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのか、認知症の発症リスクの問題点などを申し上げ、補聴器の購入補助を求めました。市はいまだに背を向けたままです。

市民の方の声を紹介したいと思います。耳の聞こえの問題でコミュニケーションがうまくいかず、家に引き籠もりがちになっている。聞こえていないのに聞こえたふりをして、相手に不快な思いをさせていないかと考えるとつらい。岩出市社会福祉協議会では、交流のきっかけづくりの場である、ふれあいいいきサロンがあるが、そこに参加して友達をつくろうと思ったけど、相手の言っていることや、いろいろ話をしてくれる機会があるが、ほとんど聞こえない状態、周りに後れを取りながら取り組むが、溶け込むこともできず、逆にしんどくて参加するのをやめた。介護でデイサービスを利用しているが、耳の聞こえのせいで、レクリエーションに参加することがつらい。デイに行くのがしんどいといった家族の話や本人からの話をたくさん聞いています。

高齢者の介護予防対策にも影響が出ています。厚生労働省が聞こえの重要性をネットで公開している。聞こえにくさを感じていませんかという問いかけ、ご存じでしょうか。ここで強調したいのは、補聴器についての指摘をしている内容です。補聴器を使うことによる認知症の予防効果や、クオリティ・オブ・ライフ改善も報告されていますと、厚生労働省が堂々と発信をしています。

聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのかということもネットで見ていただくと分かるのですが、この後に続いて、こう書かれています。コミュニケーションが円滑にいかなくなると、自分の気持ちをうまく伝えられない等、ストレスを感じることもある。自信をなくしたり、社会的に孤立し、鬱状態に陥るなど、社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。危険を察知する能力が低下し、例えば、車が近づいてきても気がつかないなど、交通事故などのリスクが高くなるそうです。

最近、難聴により認知症の発症リスクが高くなることが報告されていますと、厚生労働省がこのように発信をしています。聞こえにくさは、本人や周りの人、家族にとっても生活の大きな支障となります。命の危険にもつながります。

そこで、まず加齢性難聴と認知症の関係性について、市の認識をお聞きいたします。

2つ目は、全国で高齢者の補聴器購入助成制度が増えてきています。和歌山県内

でも、市町村において幾つかの自治体が制度を設けています。県内の状況はどうなっているのか、教えてください。

3つ目は、補聴器の購入助成制度を取り組む考えをお聞きしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、についてお答えいたします。

まず、1点目の加齢性難聴と認知症の関係性についての認識は、については、加齢性難聴は、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。65歳を超えると、聞こえにくさを感じる人が急激に増加し、75歳以上では約半数の方が聞こえづらさを感じていると言われています。

難聴と認知症の関係について研究したランセット国際研究会の結果によると、認知症になるリスクとして最も高いのは、中年期以降の難聴であると指摘されています。市においても、高齢期における難聴が認知機能に影響を与える可能性があること認識しており、加齢性難聴の早期発見、早期対応が重要であると考えています。

続いて、2点目の県内市町村の実施状況についてですが、身体障害者手帳に該当しない高齢者に対する補聴器の購入助成は、令和6年度で、和歌山市、有田市、新宮市、紀美野町、すさみ町、印南町の6市町での実施を把握しております。

続いて3点目、補聴器の購入助成を、についてですが、加齢性難聴は、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであります。身体障害者手帳に該当しない方の補聴器購入費用については、居住地域によって格差のない全国一律の助成制度の創設を近畿市長会を通じて国に要望しているところです。しかしながら、さきに述べましたように、加齢性難聴は、早期発見、早期対応が重要であるため、身体障害者に該当しない方の補聴器の購入助成については、前向きに検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 前向きに検討するというご答弁いただいたんですが、そこでちょっと言いたいのは、早期発見が大変重要だということをおっしゃいました。私は、もちろん当然、早期発見が大事なんだけど、そこからの対応というのが物すごく大切であって、やはり補聴器を必要とすると医師から判断されても、高過ぎて購入できないという方がいらっしゃいます。というのは、補聴器というのは物すごく値段が安

いものから高いものまでたくさんあるけども、やっぱりお金のあるなしによって補聴器を購入できないということがあるというのは問題だと思います。

そこで前向きに考えておられるということなんですが、国の保険者機能強化推進交付金、これは市町村や都道府県の高齢者の自立支援重度化の防止等に関する取組を推進交付金というのがあるんですが、これを利用して、介護予防促進という観点で助成を行う自治体があります、このお金を使って。そういった活用方法を提案をしたいんですが、それも併せて、しっかりと前向きにということなんですが、時期も含めてですが、ちゃんと答えていただけたらありがたいんで、ぜひ答えてください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

市来議員おっしゃるとおり、令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に、難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組というのが設けられております。この取組の評価対象は、普及啓発の取組や早期発見の取組、それから受診状況の把握と未受診者への受診勧奨などであって、補聴器の購入助成の実施については、直接の評価対象とはなっておりません。

令和7年度は、市といたしましては、この交付金を活用し、普及啓発や早期発見の取組として、ヒアリングフレイル講演会を実施しまして、簡易的な聞こえのチェック方法を周知するなど、まずは聞こえに関心を持っていただけるような取組を進めたいと考えております。

そして、前向きということですが、どういうことで実際に実施時期を含め、補助制度を実施するのかということをございますけども、他市町村の状況を調査研究などしまして、実施時期も含めて、実施に向け前向きに検討させていただきます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 いつも他市の状況等をというふうに言われているんですけど、私が思うのは、和歌山県内でもやっているところがあるということが実際ですよ。やっぱり認知症との関係についても、非常に関連があるのではないかというふうに市もおっしゃっていると。であるならば、他の市町村の状況を見ることなく、例えば、今回はそのお金を使って、交付金を使って、しっかりと聞こえについてのチェックを果たしてもらおう。しっかりと分かってもらおうというかな、そういうことをやられると

いうふうに言っているんだけども、他市の状況を見なくても、必要であればすぐに取り組むという姿勢というのがものすごく大事だと思うんです。

他のことはええんですよ、そんなんね。岩出市として必要なときには必要だという決断をするというのが大事であって、現状、他の市町村と比べるなんて、そこはちょっと納得できないというね、やっぱりちゃんと必要なことについてはすぐに取り組むという姿勢というのが、市民にとっては大事だと思うんで、そちらについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えいたします。

補聴器の購入の補助の助成制度につきまして、財源ということもございます。それから、制度の構築ということもございます。その辺につきまして、他市町村の状況も研究するなどして、早急に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてであります。

岩出市では、原材料高騰や物価高騰を受け、岩出市有料指定可燃ごみ袋の価格が令和5年6月議会で改定となりました。しかしながら、物価高騰に対する生活支援として、令和5年8月1日から令和7年3月31日までの期間は引下げが行われております。

価格は次のとおり、ごみ袋の種類、20リットル、令和5年8月1日から令和7年3月31日までは180円、令和7年4月からは200円、令和8年の4月からは220円、30リットルは、7年3月31日までは270円、令和8年3月31日までは300円、令和8年4月1日からは330円、45リットルは、令和7年3月31日まで400円、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは450円、令和8年4月1日からは500円となっています。この4月からは1枚、小、20リットルが20円、中、30リットルが30円、45リットルが50円の引上げがされる年です。

物価高騰は年々厳しいものとなっており、市民生活も大変な状況です。こうした中で改定されるごみ袋の料金、生活支援を継続することを視野に入れた対策を打つべきであったと考えます。

そこで1点目、引上げを行わない考えはなかったのか、お聞きをいたします。

そして2つ目です。自治会組織の脱会がいろいろな事情で相次ぎ、自治会を存続させられなくなった場合の粗大ごみ収集についての相談がありました。自治会組織が解散した場合でも、今までのように、代表者による申請を受け付けてもらえるのかどうかであります。様々な困難の中、自治会組織の存続に努力をしていますが、空き家、高齢化など、いろいろな問題で組織を存続できない地域も出てくる場合もあります。自治会が解散しても、代表者を決めて、申請手続を行えば受け付けてほしい、こうした市民からの意見がございしますが、自治会解散した場合の粗大ごみの収集はどうなるのかについて、お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員のご質問の3番目、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてお答えします。

1点目の有料可燃ごみ袋の料金につきましては、引上げを行うものではなく、元の価格に戻すものでございます。

2点目の自治会が消滅した場合の粗大ごみ収集につきましては、直接クリーンセンターへ持ち込んでいただくか、一般廃棄物収集業者に依頼して収集していただくこととなりますが、今後、粗大ごみの戸別収集による有料化も検討していく必要があると考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今回の場合は、引上げではなく元に戻すというふうにおっしゃるんですけど、市民にとっては、言うたら、来年も引き上がる予定ですよ。2回引き上がる。元に戻すと言われるんだけど、市民から見れば、それは引上げなんですよ。

この引上げについては、改正のときの討論の中でも、賛成者の討論の中にもあるんですが、2年続けて値上げすると思われる方も多と思われるんですが、市民の多くの方はご理解いただけるかと思うけど、市民の皆様に対し、誤解のないようなきめ細やかな説明、広報をしていただきたいというふうに賛成討論の中にもあるんですよ。

今回は条例で改正が決まっているからやるというような形なんですけど、市民に対して、やっぱりしっかりと説明責任を果たすべきではないかと考えます。

物価、この4月からもたくさんも値上がりをするんですよ、いろんなものが。そ

うした中で、決まっているからこれも上げるんじゃないなくて、生活実態から考えたら引き上げない対策だってできたはずなんです。

これ、地方創生臨時交付金を活用が、令和5年、令和6年、令和7年、幾らでした。それが1回質問。地方創生臨時交付金、多分活用されていますよね、最初的时候は。それ幾らですか。

一般財源、交付金の活用が見込めない場合は、市の財政で補うというふうには過去に答弁しています。令和6年、令和7年度も同様の対策を行うというふうにお答えになっているんですが、補っている市のお金、金額は幾らになるのでしょうか。

たくさんいろんなものが物価高騰が続く中、袋の料金を元に戻すと市民の暮らしに寄り添って考えるのか。これまで地方創生臨時交付金を活用したりしたが、価格を現状維持することも1つの積極的な生活支援、物価高騰対策になるのではないかと考えます。

もう一回、この点についてお聞きをいたします。

自治会組織がなくなった場合は、これ戸別で持って行ってもらわないといけないという形になるということですか。自治会が解散しても、その地域に住んでいる住民というのは、残っている人たちは同じですよ。代表者が決めて、同じ場所で持って行ってもらうのに、代表者が申請を行っているのに受け付けないということですか。改めて、それ確認なんですけど。

新たに言うたのが有料化、ちょっと聞いてないことを答えられているんでね。有料化についても、ちょっと問題があると思いますけど、そこのところ、もう一回、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、市民から見れば2回値上げという感覚になるというところがございます。広報につきましては、現在も市ウェブサイト等を通じて、あと、また販売店のほうにも周知を行い、価格が改定されるという部分については、市民に伝わるように取り組んでいるところがございます。

また、価格を元に戻すというところではありますが、現在もまだ特例の措置を期間中であると、価格としては、20リットルであれば、180円が元の200円というところ、それにつきましても、今現在、特例の措置の期間であるというところで、市民に対しては周知をさらに行っていきたいと考えてございます。

あと、支援の部分につきましての交付金については活用しておりますが、すいません、ちょっと金額のほうにつきましては、今現在持ち合わせてございません。

あと、粗大ごみの戸別収集、自治会が消滅した後につきましては、これまでグループというところでも、粗大ごみ回収については、自主グループであっても回収を行って行りましたが、不法投棄とか、あと責任者の不在とか、様々なトラブル等もあったことから、適正でないものが出されているとか、様々な事情により、そこでの集積場所に取り残す、置いていく部分の粗大ごみ、不適切な廃棄物処理物が残されるというようなトラブルが多々多くなったことから、令和3年度から新たなグループによる粗大ごみの収集を行っておらないというところがございます。

有料化といった部分につきましては、様々な状況により、今現在、自治会の解散等々起こっているような事情も含めて、今後、注視していかなければならない事案であるということで、認識したものでございます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問の中で、地方創生臨時交付金の過去の金額ということでおっしゃっておられたんですが、申し訳ございません、現在、その資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。ただ、今議会に上程させていただきました3月補正の金額、これは1億2,492万4,000円となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 金額、今も持ち合わせてないんで答えられないということだったんですが、一応、令和5年、令和6年で地方創生の臨時交付金を活用しながら、減額している部分、要するに物価高騰に対する生活支援として、今引き下げているわけですよ。そのお金をそこに使うということをおっしゃったんです。だから、幾らなんですかと聞いたんですね。分かります。一応ね、ここに使いますよというのがあったんで聞いたんですよ。

それ以外は、臨時交付金なくなった場合どうするんですかと言ったら、一般財源からそれを活用しますよと言ったんで聞いたんです。過去にそういう答弁をしているからね。

じゃあ、同じように一般会計を使って、上げるとはなっているものの、今の生活の状況から考えて、物価高騰、経済状況から見て、これ上げるのかということところを一般会計使っているんだったら上げなくても済むじゃないですかということですよ。

生活実態から考えたら大変な状況なんだから、市民生活を支えるためにも上げな

い方策もあったのではないですかというところを聞きたい。

というのと、あとは無料配布を増やすという方法、お考えにありますか。4月からどれだけの物がたくさん物価高騰で、いろんな製品が上がりますよ。経済状況はどうなっていますかと聞いたら、必ず言うんです。横ばいしていますと。戻っているんなら、上げることだって、それはありかもしれない。でも、経済状況が落ち着いていない。本当に大変な状況の中で生活をしっかりと支えるために、これも1つの対策ではないですかということをお聞きしている。無料配布、増やす考えはありませんか。

あと1つです。粗大ごみの収集でグループと言っているんですが、もともとは自治会として組織してたものが、自治会が存続できなかつたけども、ごみの収集については誰かが代表者をつくって、同じように集積所もあるんだから、そこに出して、それを持っていくことは可能なんですかと聞いているんですよ。それを入れてない者同士が集まって、いろんなどころから集まってきて、それをやっているというような認識なのか、ちょっと分からないんですけど。

税金は払ってるんですよ、みんなね。税金払っているんですよ。でも、自治会がなかったら、じゃあ、今、自治会ないところどうしてますか。全然自治会ないところは、全部代表者を決めてやっているとか、そんなところ1つもないんですね。それ確認させてもらってよろしい。

自治会のないところでも、代表者を決めてやったら収集しているというところもあるんじゃないですか。それも聞いてますよ。それなのに自治会がなくなったところは持っていきません、自分で持って行ってくださいというんですか。同じ税金払っているのに。

自治会がなくなっても、ごみの収集は、代表者でもいいから、そのときつくって、しっかりと自分の今までどおりやる。同じ集積場所でやっているんだったら、持って行ってほしいという、これが市民の望みです。これについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、値上げをしなくてもというところについてでございますが、先ほどもお答えしたとおり、今現在、令和7年4月1日以降においても、特例として、改定価格には戻していないというところの段階を踏んでのものでございます。そして、その部分については、市の財源で賄っているというところでもあります。

無料交付の枚数を増やす考えは、につきましては、現在、皆様にごみの減量化についてご協力いただき、取り組んでいるところでありますが、無料交付、一定量無料型の無料交付につきましてはの枚数については、現行のままと考えてございます。

粗大ごみの自主グループ、解散した後の自主グループ、現在でも、そういう自主グループでの集積場所回収は行っているのかという部分につきましては、令和3年度から、そういう取組としてトラブル等が多かったというところから、令和3年度から新たなグループの集積は取りやめているというところでもありますので、現在、市に登録されている区自治会等に対する案内状は送っているものは、区自治会に登録されている代表者様宛てに送っているものだけとなっております。

それ以前のものについては、現行であります、令和3年度以降については、新たな自主グループ等における回収は行っておりません。

○玉田議長 これ、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後2時30分から再開いたします。

休憩 (14時12分)

再開 (14時28分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告8番目、6番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問をいたします。

今回は1点、岩出市の空き地に対する対応についてです。

近年、少子高齢化の進展や人口減少等に伴い、全国で空き家、空き地が増加しています。中でも適正な管理がなされず、放置された空き家、空き地は、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっています。

本市においても、市内各地で空き家、空き地が散見されており、管理不良の状態となっている空き地、空き家の解消を願う市民の声は少なくありません。

このような中、空き家対策については、平成27年5月に空家等対策の推進に關す

る特別措置法が全面施行され、各自治体が、特定空家等について、除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言または指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となり、また、令和5年12月には同法が改正され、さらに踏み込んだ対応が可能となっています。

一方、空き地については雑草等が放置され、周辺的生活環境を著しく害する状況であっても、空家特措法のように、行政代執行まで行える法律が整備されていないことから、各自治体において独自に条例等を定めるなど、その対応は様々です。

本市においては、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例において、所有者等に対する指導または助言、勧告、命令が可能であることを規定していますが、強制力があるものではなく、状態が改善しないケースが見られます。

また、全国市議会議長会は、令和5年度、空き家・空き地問題に関する特別委員会を設置し、国に対し、空き家・空き地対策のさらなる強化を要望する中で、空き地の草木の繁茂等の生活環境に係る問題について、空家特措法と同様の法整備を図ることを求めています。

本来は、土地所有者が対応すべきという原則ではありますが、市民の安全・安心な生活環境を保全するために、当該条例に行政代執行を位置づけ、所有者等に対し、適正な管理を求めていくことが必要であると私は考えています。

そこで、岩出市の現行条例について制定された背景、現在の運用状況、現状の問題点、そして、それらを踏まえての条例の修正による活用範囲の拡大、そして行政代執行を規定することによる実効性の向上、さらに住民組織との連携や協定等による活用まで視野を広げ、細かく質問をしていきたいと思えます。

まず、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例について伺います。

1つ、昭和61年に条例を制定した背景について。

2つ、空き地相談処理の対応フローを具体的かつ簡明に述べてください。初回及びそれ以降で違うのであれば、いずれもお答えください。

3つ、指導・助言、措置命令、市職員立入調査、市への委託、それぞれの近年の年間件数、また上記担保手段を運用した際の所有者の対応状況について。なお、市への委託については、委託に至った理由も併せてお答えください。

2点目、現状の問題点について伺います。

1つ、現行条例は空き地の管理不良状態改善につながっているのか。改善につながっていない場合、その要因も併せてお答えください。

2つ、所有者不明土地はどの程度の割合であるのか。

3つ、指導・助言をした際、所有者から要望や訴えもあるのか、お答えください。
次に、条例の修正による活用範囲の拡大について伺います。

1つ、条例中にある危険状態を管理不良状態もしくは良好な環境を確保する必要がある状態に変更することで、対応の幅が広がる可能性があると思われませんが、どうお考えか。

2つ、第7条の「自ら危険状態を除去することができないとき」を「所有者等の申請により」に変更することで、対応の幅が広がる可能性があると思われませんが、どう考えるか、市の見解をお答えください。

4点目、規制強化について伺います。

環境保全、防災、防犯などの目的達成のため、空き地の適正管理を義務づけ、雑草の除去等、必要な措置を取ることを命令し、命令に従わなかった場合、行政代執行といった規制手段を設けることについてどう考えるか。

2つ、最後は行政代執行し、費用を徴収するという意思が明確であることが、前段階の指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながると思われるが、市の考えは。お答えください。

最後に、管理手段の拡充について伺います。

1つ、自治組織との連携において、協定による住民組織等による管理や不良な生活環境解消について、住民組織等から広く意見を聞くという努力義務を条例で規定する自治体がありますが、自治体との連携について市の考えは。

2つ、協定等による空き地の活用において、空き地所有者と協議して、公共の福祉のため、憩いの広場、子供の遊び場、菜園、緑地などに活用するよう努めると条例で規定する自治体もありますが、市の迷惑空き地活用についての考えは。

3つ、空き地の管理に対する支援において、前述の憩いの広場、子供の遊び場等、公共的利用時に、固定資産税相当額の補助、管理補助等を行うことも協定促進の有効手段と思われるが、市の考えは。

以上、市のお考えについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員のご質問の岩出市の空き地に対する対応について、
にお答えします。

1点目の1つ目、昭和61年に条例を制定した背景につきましては、当時、空き地の雑草が繁茂し、年々苦情が多くなり、文書や電話等で指導してきましたが、根拠

がないため、対応に大変苦慮してきました。この問題に対し、少しでも法的根拠を持たせるため、条例の制定に至ったものです。

1点目の2つ目、空き地相談処理の対応フローにつきましては、まず市民からの要望を受け付け、次に要望のあった空き地の管理状態を現地で確認し、適正に管理されていれば終了、管理されていなければ、土地の所有者を調査し、電話連絡もしくは文書による指導・助言を実施し、雑草等の除去が終了すれば、市に連絡をいただくようにしています。市で雑草除去の委託申請を受けた場合は、土地所有者から委託金の納付を確認後、草刈りを実施しています。

1点目の3つ目、指導・助言、措置命令、市職員立入調査、市への委託、それぞれの近年の年間件数につきましては、過去5年間の実績で申し上げますと、指導・助言は、令和2年、112件、令和3年、100件、令和4年、79件、令和5年、77件、令和6年、86件です。措置命令は、令和4年の2件のみです。市職員立入調査は、令和2年、112件、令和3年、100件、令和4年、79件、令和5年、77件、令和6年、86件です。市への委託は、令和2年、52件、令和3年、42件、令和4年、25件、令和5年、19件、令和6年、18件です。また、担保手段、指導・助言、措置命令を運用した際の所有者の対応状況につきましては、指導・助言ではほぼ改善につながっており、措置命令まで行った案件については改善に至っていません。次に、委託に至った理由につきましては、所有者が高齢なため、自分で管理できない場合や、県外在住であることが主な理由です。

2点目の1つ目、現行条例は、空き地の管理不良状態改善につながっているか、につきましては、ほぼ対応できているので、空き地の管理不良状態の改善につながっていると考えています。

2点目の2つ目、所有者不明土地につきましては、不明な土地はございません。

2点目の3つ目、所有者からの要望や訴えにつきましては、特にございません。

3点目の、条例の修正による活用範囲の拡大につきましては、一括してお答えします。市民からの要望があった空き地の全てを現地調査し、指導・助言を実施しているため、現行の条例で問題ないものと考えています。

4点目の1つ目、行政代執行といった規制手段を設けることにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、空き地に対応できる法律がないため、条例では困難であると考えています。

4点目の2つ目、行政代執行し、費用徴収するという意思が明確であることが、指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながることににつきましては、行政

代執行が可能であれば、指導・助言、措置命令の実効性が高まると考えています。

5点目の1つ目、住民組織等から広く意見を聞くという努力義務を条例で規定し、自治組織と連携していく点につきましては、現条例でほぼ管理不良状態を改善できていることから、自治組織との連携について、条例に明記する必要はないと考えますが、空き地の管理不良状態を改善していくためには、地元の方の協力も必要なため、連携して取り組んでまいります。

5点目の2つ目、市の迷惑空き地活用の考えにつきまして、空き地は土地所有者が適切管理するのが第一であると考えするため、現時点で、空き地所有者と協議して、土地の活用を図っていく考えはございません。

5点目の3つ目、公共的利用時に固定資産税相当額の補助等、空き地の管理に対する支援につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、空き地に対応できる法律がなく、条例だけでは困難なため、今後、法整備に向け、国や県に対し要望してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 まず、多くの要望に対して真摯に対応していただき、そのほとんど解消していただいていることに敬意を表します。生活環境の保全等の公共の福祉のために、必要最小限の範囲で空き地に規制手段を取ることは憲法に違反するものではないとする意見もありますが、空き家対策と違い、空き地に起因する様々な問題について規制する法律がないため、行政代執行に関しては慎重にならざるを得ないのは十分理解できます。ただ、いつ法が整備され、規制が可能になってもいいように、調査研究、準備は進めておいていただきたい。また、国、県への要望も継続して行っていただきたいと思います。

では、ほとんど解消されているとはいえ、ずっと苦しんでいる少数事例もありますので、そこに焦点を絞って再質問をしていきます。

空き地相談処理の対応フローについて確認します。窓口では、住民から要望を提出し、一度指導・助言対応したら、催促の対応については1年後との答えを受けました。健康被害、具体的には花粉アレルギー被害や日照を遮られることによる農業被害、ごみによる悪臭等に耐えかねて要望を出しても、一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢し続けなければならない現状に対して、これ以上の対応はできないと考えているのかどうか伺います。

もし、さらなる対応ができると考えているなら、こういった手だてがあると、現

場の担当者としてアイデアをお持ちでしたら、その点について伺います。

今回、私が行政代執行の提案をしたのは、最後は行政代執行し、費用を徴収するという意思が明確であることが、先ほども述べましたが、前段階である指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながると考えたからです。

また、自治組織との連携や空き地の活用について提案したのは、所有者の負担軽減、例えば、遠方に住む所有者の日々の管理を地域の自治組織が代替してくれるや、自治組織が草刈りをする事で費用を安く抑えることができる等、あと市役所の職員の負担軽減、例えば近隣自治組織が写真を撮って、要望書に添付してくれれば、市職員は確認するだけで済むということや、所有者と自治体組織がつながって、定期的に応援することができれば、そもそも要望自体がなくなるといったことを考えてのことです。

これ以外にも、指導・助言、措置命令の段階で、雑草等の除去に3か月以内等の期限を設けることや、自治組織との橋渡しについて提案することで、所有者のリアクションが早まる、負担が軽くなるといった効果も期待できるのではと考えています。また、市有料委託、平米当たり110円というのは、かなり安い金額ですので、注意書きで市中の実勢価格を記載することで、安いなということで、委託のハードルが下がることも期待できます。

以上述べましたように、川上対策として、行政代執行について、国、県に要望を出し続け、法整備された際は速やかに対応できるよう調査研究、準備を進めておく。川下対策として、所有者、市職員の負担をなるべく軽減し、地域の力も借りながら、様々なアイデアで、空き地の管理不良状態に苦しむ近隣住民に寄り添う、この考え方に同意できるのか。また、私が前に述べました提案についてどう考えるかについて、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員の再質問にお答えします。

少数事例についてというところでございますが、解消されていない事例では、指導・助言や措置命令を行っても反応のない土地所有者の場合で、市といたしましても、電話連絡や自宅訪問するなどの対応を行っており、空き地の現状を土地所有者に伝えることが重要であると考えていますので、地元の方の協力の下、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

そして、三栖議員の考え方には賛同できますが、空き地の管理は土地所有者が適

切に行うことが第一と考えております。また、行政代執行のように、法整備が進めば可能なことを今後研究していく必要があります、地元の方との協力なくしては進んでいけないものと考えていますので、今後も国、県に要望していくとともに、ご協力賜りますようお願いいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 地元の方と協力して、引き続き粘り強く取り組んでいく。また、法整備後の対応についても研究していくとの答弁、心強く受け止めさせていただきました。

再質問の中で、一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢し続けなければならない現状について伺いましたが、これに対する明確な答弁がありませんでしたので、再び質問をいたします。

また、指導・助言、措置命令の段階で、雑草等の除去に期限を設けることについても伺いましたが、こちらに対しても明確な答弁がありませんでしたので、再び質問をいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

期間を一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢しなければならない現状というところにつきまして、お答えします。

空き地の雑草等の繁茂の現状や近隣の様々な状況を踏まえ、期間にこだわらず、早期解決できるよう柔軟に対応してまいります。また、実効性を上げるためには、文書通知と併せて、土地所有者と面談することが重要であると考えております。今後も引き続き面談の機会を得られるよう、訪問回数を増やすことや訪問時間を工夫することなど、改善に向け、粘り強く取り組んでまいります。

そして、指導・助言、措置命令、3か月以内に期間を設けることは、というところにつきましてお答えします。

現行の指導・助言により、ほぼ改善につながっていることから、期限を設けていることは現在は考えておりませんが、しかし、未改善の空き地の雑草に対しては、個別案件として、先ほどもお答えしたとおり、粘り強く解決に向け取り組んでまいりたいと考えています。

○玉田議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

以上で、三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

通告9番目、11番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。11番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進について、この視点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

それでは、後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進について、4点お伺いさせていただきます。

今日の日本は、高齢化率が年々上昇し続け、75歳以上の後期高齢者人口が2,000万人に達し、同時に、近年、独り暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、老老介護やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、高齢化に伴い、複雑で複合的な課題が深刻化している状況となっております。

このような状況において、本市でも昨年3月に第9期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画を策定し、内容として、現役世代と言われる生産年齢人口の減少が加速化し、高齢率が上昇する令和22年までを見通して、介護予防、健康づくり施策の充実や、認知症施策の充実、介護人材の確保など、様々な課題に対応しながら、地域包括ケアシステムを推進していくとあります。

市長も挨拶文で、今後も本計画に基づき、介護予防、自立支援、重度化防止の取組の充実、医療・介護の連携強化、認知症施設の充実、介護人材の確保など、様々な課題に対しながら、基本理念である「高齢者みんなの笑顔があふれる元気で健康なまち・岩出」の実現を目指し、高齢者福祉施策に取り組みますと述べられています。

元気なご高齢の方々が、住み慣れた地域で生き生きと充実した生活を送る上で、健康づくりや生きがいを持つことはとても大切であり、ひいては、本市の活性化や支え合いの地域づくりにつながると考えております。

私のこれまでの活動の中でも、ご高齢の方々から、不安や悩みを聞かせていただくと、自分の健康や病気についてが一番多く、介護予防教室のことも聞かれたことがあります。前もって介護予防や健康づくりの健康意識は高いと認識しております。また、社会型参加として、地域のグラウンドゴルフやパークゴルフに参加したいが、どうすればいいの等々など、地域コミュニティの交流を求める方々もいます。

本市には、介護予防、健康づくりや社会参加の自主活動グループが数多くあり、令和5年3月に発行された、内容から連絡先まで掲載されている岩出交流マップが

あります。このように本当に素晴らしい案内板があるにもかかわらず、岩出市のアンケートでの認知度は、一般高齢者では知らないが78.3%、知っているが19.2%となっており、要介護等認定者は知らないが68%、知っているが19.1%と、これに関して案内周知の改善をしなければならないと考えております。

これらのことを踏まえまして、4点伺わせていただくんですが、市長が述べられた本議会での方針で、第10期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画の策定に向け、令和7年度は高齢者に対してアンケート調査を実施するとのことであります。

それを踏まえて、1点目として、現在、後期高齢者の健康づくりの推進と、社会参加の促進についての本市の現状と課題についてお答えください。

2点目としまして、本市の支援対策についてお答えください。

3点目、市民の方から今後大きな大会を開催したい。日々の健康のために、グラウンドゴルフ、パークゴルフなど、スポーツに関するお声でもありますが、昨年の紀の川左岸高齢者等スポーツ広場、いきいき広場のパークゴルフ場の現状について、分析、年齢別と、また使用人数について、今現状をお答えください。

4点目なんですけど、パークゴルフ場に対して、市民からの意見、要望についてお答えください。

この4点について答弁ください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員のご質問の後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進についての1点目と2点目についてお答えします。

まず1点目、本市の現状と課題は、につきましては、第9期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画では、今後、県内他市町村の多くで高齢者人口が減少に転じている中、本市は増加し続け、特に後期高齢者が増加し続ける推計となっております。

健康寿命のほうも、男性80歳、女性84.4歳で、国、県と比較しても高い水準にございます。後期高齢者が今後も増加し続ける現状において、元気なうちからも介護予防や健康づくりの推進、社会参加の促進が必要であると考えております。

また、健診の際の後期高齢者質問票において、お茶や汁物等でむせる、6か月間で2から3キログラム以上の体重減少があると回答した方の割合が、全国平均よりも高い状況にあることから、オーラルフレイル、口腔機能低下や低栄養の予防が課

題となっております。

次に2点目、本市の支援対策につきましては、本市では和歌山県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施しております。令和6年度につきましては、体成分分析装置を活用したフレイル予防測定会や、それから、ふれあい学級でのオーラルフレイルや低栄養に関する講話、それから低栄養リスクのある方を対象とした低栄養講習会を実施いたしました。また、社会参加の促進として、岩出げんき体操やシニアエクササイズなどの介護予防の自主活動グループに対し、フォローアップ事業として、体力測定とその結果に基づいた体操指導を実施し、継続的な参加を支援しております。

今後も、医療専門機関と連携し、高齢者の健康維持と社会参加を促進するための事業を推進、そして、その事業のPRも含めて進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の3点目、紀の川左岸高齢者等スポーツ広場、いきいき広場のパークゴルフ場の現状は、についてお答えいたします。

分析、年齢別と使用人数についてですが、昨年8月24日のオープンから2月末までの全利用者数は2,555人、そのうち岩出市内の65歳以上の利用者数が1,470人で、全体の約58%となっております。

岩出市内の小中学生の利用者数が47人、13歳から64歳までが152人となっており、いきいき広場は、小学生から高齢者まで幅広い世代でご利用いただいております。現在、4月6日までの期間限定となりますが、小学生と65歳以上の方が同じグループで利用された場合、グループ全員の利用料金が1ゲーム1人100円になるという、いきいき交流キャンペーンを実施中で、世代間交流の促進及び健康増進につなげるとともに、新規利用者の開拓を図っております。

次に、4点目のパークゴルフ場に対する市民の意見、要望は、についてですが、市外料金を値下げしてほしい、1ゲーム、9ホール、2周で料金設定を行っているが、9ホールを3周したい方が多く、1周料金を設定してほしいなどのご意見をいただいております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2点について再質問を行います。

岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画等の基本理念、前文でお伝えさせていただいたんですが、高齢者皆さんの笑顔があふれる元気で健康なまち・岩出

の実現には、市民の方々の健康意識の向上と地域コミュニティが必要不可欠と考えております。

その中で、市のほうに質問させていただきたいんですが、1点目としまして、本市には、高齢者の自主活動グループが多くあると思うのですが、ボランティアで、活動場所等の維持管理を行っているようなグループに対する市の認識は、について。また、このようなグループに対する支援体制について、お答えください。

2点目としまして、市民の方から健康維持のためのパークゴルフをしているが、いきいき広場の市外料金が高く、市外の団体と一緒にパークゴルフの大会を実施したいが、高齢者に、今、物価高で負担が大きいという話を聞いています。また、日頃から健康維持を目的や地域の人との仲間づくりを考えた中で、本市の団体割引等で、30名以上の場合、団体割引が市外の方でも受けられると。少しハードルが高いように思われます。これらのことを踏まえ、料金設定の見直し等について、市の見解をお聞かせください。

この2点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問の1点目について、お答えいたします。

高齢者が運動等に取り組む中で、実施場所の清掃等の維持管理をボランティアとして担うということは、健康維持や介護予防だけでなく、社会貢献にもつながるものと認識しております。

グループへの支援体制としましては、介護予防の自主活動グループにつきましては、体力測定等の専門的な支援や活動上の困り事などの相談に対応しております。他の自主活動グループにつきましても、関係各課と情報共有しながら、ご相談に応じてまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

いきいき広場は指定管理制度によって運用しておりますので、利用料金の見直しに当たっては、条例上の使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を変更することができとなっております。

尾和議員ご指摘のとおり、30名以上で団体割引を実施しております。30名以上で来ていただけると、市外の方も市内の方と同じ料金でプレーできるという制度でございます。1チーム4人でラウンドするとして、8組集めていただきますと、32名

となって、この団体料金の適用となりますので、ぜひ積極的にご利用いただきたいと思っております。

団体割引等につきましては、管理事務所前に看板でも掲示してPRしております。逆に、岩出の方が、かつらぎ町とか海南市のパークゴルフ場に行った場合は、市外料金支払ってのプレーをしているという状況でもあります。本市の料金の設定につきましても、他市の利用料金を参考にして設定させていただいておりますので、ぜひともこのようなキャンペーンをご利用いただいて、ご活用いただきたいと思えます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告10番目、12番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 ありがとうございます。12番、牛田由佳です。議長の許可を得られましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、学校給食における本市の取組について。

給食は、子供たちの食の大切さや友達とみんなで食べる楽しさを学ぶ大切な時間です。この大切な給食の時間は十分に取れているのか、急いで食べないといけない環境になっていないかなど、不安に思われている保護者の方もたくさんいらっしゃいます。

次に、岩出市、本市は国産や地産地消の食材を使い、給食に力を入れていただいておりますが、物価が高騰し、食材の価格が以前に比べ上がっています。このことにより給食の質が落ちていないかと、子供たちの健康を思ったご意見もいただいております。子供たちの安全で安心な給食の観点から、オーガニック給食についてもお聞かせください。

現在、ほかの自治体で子供たちの健康を第一とし、オーガニック給食が少しずつではありますが、進んでおります。有機栽培や無農薬の食材を一部使用した、化学調味料不使用の給食を作った、そういったお声もいただいております。自治体も見られます。この件について質問です。

学校給食における本市の取組について、3点質問させていただきます。

給食を食べる時間はどのくらい取っているのか。

2点目、物価高騰による質の低下はないか。

3点目、現在、ほかの自治体などでオーガニック給食の導入が少しずつ進んでいるが、本市の取組は。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員ご質問の1番目、学校給食における本市の取組についての1点目、給食を食べる時間をどのくらい取っているのか、につきましてお答えいたします。

小中学校では、給食当番が食缶や食器を取りにいき、配膳、食事の時間も含めて、給食の時間としております。小学校では35分から40分を、中学校では25分から30分と、各学校長が設定しております。昨年、生徒や保護者の方から、食事時間が短いとのご意見をいただき、各学校長に少しでも時間確保ができるよう改善を指示したところでございます。

次に、ご質問の2点目、物価高騰による質の低下などはないか、につきましては、引き続き国産小麦を使用したパン、それから質、量ともに低下しないよう、栄養教諭が創意工夫し、取り組み、摂取基準を満たし、かつ安全な学校給食を提供してまいります。

ご質問の3点目、現在、他の自治体などでオーガニック給食の導入が少しずつ進んでいるが本市の取組は、につきましては、オーガニックというものは化学肥料や農薬を使用しないために、手間やコストがかかり、栽培が難しいと言われております。令和4年度には有機栽培された紀の川市産のトウモロコシを提供したこともありましたが、翌年には不作となり、提供ができなくなった経緯があります。

このことから、岩出市の学校給食では、1日の食数が約4,500食ということで、大量の食材料が必要であり、加えて、物価高騰の中、大量調達、大量調理を行う学校給食共同調理場におけるオーガニック給食の実施は困難であると考えておりますが、引き続き、できる限り、地産地消にこだわりながら、国産国消を基本として、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、再質問に入ります。

学校給食の内容や保護者の方への周知、広報など、今後こういった形で進めてい

く予定でしょうか。よろしく申し上げます。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

学校給食についての保護者への周知、広報につきましては、毎月、献立表と給食だよりを発行しております。給食だよりには、食育に関する内容のほか、季節の食材のことや調理に携わる者の思いを掲載し、安心・安全な学校給食の提供に向けた学校給食共同調理場の取組、活動内容を広報しております。

また、学校給食共同調理場の取組としまして、不定期ではございますが、希望校を募り、保護者向けの調理場の見学及び試食会を開催しております。その際、実施したアンケートによりますと、おいしい、安心したというご意見を多数いただいております。

今後は、市の学校給食をより広く市民の方々に知っていただくために、一般向けの見学及び試食会の実施も検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、障害者の親亡き後の入所施設について。

障害者の親亡き後の入所施設、障害児、障害者、その親御さんは何が不安か。親である自分が亡くなったときのことです。私は障害児を育てる当事者であります。コミュニティに参加し、その保護者のご意見もたくさん聞いてまいりました。この課題は、コミュニティの中でも必ず上がってくるものとなっております。この不安は、やはり預けるところがあるのか、ないのか。次に、その施設の待機はあるのか、ないのか。1つの不安を減らせることができますと思います。

全国の課題となっている障害者の親亡き後の問題ですが、障害者、障害児の親御さんは、子供たちが一定の年齢にならないと、この情報が入りにくい状態ではあります。

そこで3点質問させていただきます。

全国的に、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が増えていくが、本市における交付数の推移。

2点目、本市における障害者入所施設の数と入所状況。

3点目、障害者の親亡き後の問題について、本市の取組はどういった取組を行っていくのか。お願いします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の2番目、障害者の親亡き後の入所施設についてお答えいたします。

まず1点目、全国的に療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が増えていますが、本市における交付数の推移は、についてお答えいたします。

療育手帳の所持者数は、令和元年度末、520人、令和2年度末、536人、令和3年度末、542人、令和4年度末、552人、令和5年度末、568人、令和6年度は2月末時点で597人となっております。

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末、1,893人、令和2年度末、1,884人、令和3年度末、1,896人、令和4年度末、1,922人、令和5年度末、1,937人、令和6年度は2月末時点で1,928人となっております。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数でございますが、令和元年度末、424人、令和2年度末、440人、令和3年度末、478人、令和4年度末、541人、令和5年度末、587人、令和6年度は2月末時点で615人となっております。

続いて、2点目の本市における障害者入所施設の数につきましては、本市には障害者支援施設はございませんが、グループホームが2施設、それから短期入所が3施設、医療型障害児入所が1施設ございます。

入所状況につきましては、本市で支給決定している方の令和7年1月末時点の各施設への入所状況等でお答えいたしますと、障害者支援施設へは、紀の川市へ12人、和歌山市7人、それから、その他の市町村17人が入所しております。グループホームへは、岩出市9人、紀の川市13人、和歌山市14人、その他市町村7人が入所しております。短期入所は、岩出市3人、紀の川市10人、和歌山市3人、その他の市町村2人の利用がございます。医療型障害児入所は、本市で支給決定をしておりませんが、3人が岩出市内の施設に入所されていることを把握しております。

続いて3点目、障害者の親亡き後の問題について、本市の取組は、につきましては、市では、障害者の方が安心して日常生活を送ることができるよう居宅介護サービスや、共同生活援助等の障害福祉サービスの提供を行っております。また、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた那賀圏域地域生活支援拠点について、那賀

圏域障害児者自立支援協議会で協議検討しながら、整備を進めているところがございます。

那賀圏域地域生活支援拠点においては、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築して、それから障害のある方が地域で住み続けることができるよう目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和7年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時21分)